

225
平成27年4月

宮城

共済のあゆみ

宮城県市町村
職員共済組合



表紙写真ご紹介

美里町「食ってみらin美里」

日時：平成27年5月24日(日) 午前10時～午後3時

会場：みやぎ総合家畜市場となり特設会場（旧結の郷おんべこ）

美里町の郷土料理「すっぽこ汁」をはじめ、宮城県内各地のご当地グルメが一堂に集まります。そのほかにも体験コーナーなど、家族連れで楽しんでいただけるイベントです。昨年5月に初開催され、ご当地グルメのほかにも地元高校生の花苗販売や太鼓演奏など、多くのお客様に楽しんでいただきました。今年も開催が決定しましたので、皆様のご来場お待ちしております。

CONTENTS

平成27年度事業計画及び予算の概要	P2	新規事業 特定期間宿泊施設利用助成のお知らせ	P24
平成27年度新規採用の皆さんへ	P6	「らくらく禁煙コンテスト」	P26
医療費支払いの仕組み	P7	健康常識のなぜ？「禁煙がおすすめ」なのはなぜ？	P27
組合員証や被扶養者証の切替えの手続きはお早めに！	P8	年1回はメタボ健診！	P28
国民年金の手続きについて	P8	人事異動のお知らせ	P29
扶養認定を受けたまま社会保険に加入していませんか？	P9	地共済年金情報Webサイト一旦終了のお知らせ	P29
短期給付事業について 給付一覧	P10	各宿泊施設の営業休止情報	P30
短期給付に係る附加給付の改正について	P12	期間限定！「平日宿泊利用券」	P30
福祉事業のお知らせ	P13	パレス松洲より	P31

平成27年度

事業計画及び 予算の概要



去る2月24日開催された第164回組合会において、「平成27年度事業計画及び予算」が議決されました。なお、この予算審議に先立ち、平成26年度事業計画及び予算の変更、組合定款の一部変更について審議され、いずれも原案どおり議決されました。

議決事項

- 平成26年度事業計画及び予算の変更について
 - 組合定款の一部変更について
 - 市町村長以外の組合員が選挙する組合会の議員を、任意継続組合員が選挙する場合に所属していたとみなす市町村の規定に、定款変更一般地方独立行政法人及び職員引継等合併一般地方独立行政法人を加える。
 - 家族療養費附加金を支給する場合の「上位所得者」の規定の変更
 - 全国健康保険協会が決定する疾病保険料率等の変更に伴う船員一般組合員の財源率の変更
 - 育児・介護休業手当金の公的負担率の変更に伴う長期組合員の財源率の変更
 - 平成27年10月からの共済組合の経理単位について「長期経理」を「厚生年金保険経理」及び「退職等年金経理」に改め、「経過の長期経理」を加える
 - 短期経理から業務経理に繰り入れる事務費の限度額の変更
 - 平成27年度事業計画及び予算について
- 平成27年度の各事業（経理）別の概要をお知らせします。

短期経理

短期給付及び介護保険の財源率は据え置きに

この経理は、組合員とその家族（被扶養者）が、病気やケガをしたときの医療費の支払いや、出産、死亡、災害、休業などに係る給付を行う経理です。給付に係る財源は、組合員の皆様から納めていた、たく掛金と地方公共団体が納める負担金により賄っておりません。

平成27年度における短期経理財政は、被用者年金制度の一元化に伴い、本年10月から掛金・負担金の算定方法が現行の「手当率制」から厚生年金が採用している「標準報酬制」へ移行すること等により、収入では掛金、負担金等の大幅な減少が見込まれます。支出では、前期高齢者納付金や後期高齢者支援金が増加することが見込まれますが、退職者給付拠出金の減少及び組合員1人当りにかかる医療費等の動向を踏まえ推計した結果、現行の財源率で事業運営が維持できる見込みとなり、前年度と同率に据え置くこととしました。

また、40歳以上65歳未満の組合員の方が負担する介護保険財源率につきましても、掛金、負担金等の収入減と介護納付金の増加が見込まれますが、現行の財源率で事業運営が維持できる見込みとなり、前年度と同率に据え置くこととしました。（各財源率の詳細は、次頁参照）

なお、今後も短期給付財政安定化計画（データヘルス計画）に沿って、医療保険制度改革や高齢者医療制度の見直しの動向を注視しながら、医療費の適正化と短期給付事業の安定的運営に努めてまいります。組合員の皆様のさらなるご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

長期経理

長期経理は、被用者年金制度の一元化により平成27年9月分までの掛金と負担金の徴収・納付を行う経理となっております。

厚生年金保険経理

厚生年金保険経理は、被用者年金制度の一元化により平成27年10月分からの保険料と負担金の徴収・納付を行う経理となっております。

経過的長期経理

経過的長期経理は、被用者年金制度の一元化前の平成27年9月までに発生した公務上の給付（障害・遺族）の負担金を、平成27年10月分から徴収・納付を行う経理となっております。

退職等年金経理

退職等年金経理は、被用者年金制度の一元化に伴い廃止となる職域年金に替わる新たな給付を行う経理で、平成27年10月分からの掛金と負担金の徴収・納付を行う経理となります。

預託金管理経理

預託金管理経理は、年金積立金の資金のうち、市町村連合会から預託される資金を管理・運用するための経理となっております。

業務経理

この経理は、短期給付（医療）や長期給付（年金）の事業を行うための人件費や事務費

平成27年度 財源率

(単位：千分率)

組合員種別		区分		掛金	負担金		計							
					(折半分) ※2	公的負担金 ※3								
長期※1	一特般組員 船定消防組員 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	給料に係る率	H27・4月～8月	105.775	106.1038	50.25	262.1288	
								期末手当等に係る率	84.62	84.883	40.2	209.703		
	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	給料に係る率	H27・9月	84.62	84.883	40.2	209.703
									期末手当等に係る率					
	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	給料に係る率	H27・9月	86.39	86.653	40.2	213.243
									期末手当等に係る率					
厚生年金 保険経理	一特般組員 船定消防組員 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	標準報酬月額に係る率	H27・10月～	86.39	86.39	40.2	212.98	
								標準期末手当等に係る率						86.39
経過的 長期経理	一特般組員 船定消防組員 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	標準報酬月額に係る率	H27・10月～	/	0.263	/	0.263	
								標準期末手当等に係る率						0.263
短期	一特般組員 船定消防組員 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	給料に係る率	H27・4月～9月	60.5	60.5	0.6125	121.6125	
								期末手当等に係る率						48.4
	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	給料に係る率	H27・4月～9月	48.4	48.4	0.49	97.29
									期末手当等に係る率					
	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	給料に係る率	H27・4月～9月	57.4	63.6	0.6125	121.6125
									期末手当等に係る率					
	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	給料に係る率	H27・4月～9月	2.4	2.4	0.3625	5.1625
									期末手当等に係る率					
	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	給料に係る率	H27・4月～9月	1.92	1.92	0.29	4.13
									期末手当等に係る率					
一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	給料に係る率	H27・4月～9月	121	/	/	121	
								期末手当等に係る率						121
一特般組員 船定消防組員 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	標準報酬月額に係る率	H27・10月～	48.4	48.4	0.49	97.29	
								標準期末手当等に係る率						48.4
一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	標準報酬月額に係る率	H27・10月～	45.92	50.88	0.49	97.29	
								標準期末手当等に係る率						45.92
一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	標準報酬月額に係る率	H27・10月～	1.92	1.92	0.29	4.13	
								標準期末手当等に係る率						1.92
一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	標準報酬月額に係る率	H27・10月～	96.8	/	/	96.8	
								標準期末手当等に係る率						96.8
介護	一特般組員 船定消防組員 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	給料に係る率	H27・9月4月	7.35	7.35	/	14.7	
								期末手当等に係る率						5.88
	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	給料に係る率	H27・9月4月	5.88	5.88	/	11.76
									期末手当等に係る率					
一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	標準報酬月額に係る率	H27・10月～	5.88	5.88	/	11.76	
								標準期末手当等に係る率						11.76
福祉	一特般組員 船定消防組員 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	給料に係る率	H27・9月4月	2	2	/	4	
								期末手当等に係る率						1.6
	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	給料に係る率	H27・9月4月	1.6	1.6	/	3.2
									期末手当等に係る率					
一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	一市町村長 市町村長 長期組合員	標準報酬月額に係る率	H27・10月～	1.6	1.6	/	3.2	
								標準期末手当等に係る率						1.6

上記表のほか、平成27年10月以降は「退職等年金経理」に係る掛金・負担金を新たに徴収することとなりますが、財源率については平成27年7月頃に示される予定です。

※1 長期経理は平成27年10月から厚生年金保険経理となります。厚生年金保険経理については「掛金」ではなく「保険料」となります。

※2 長期の負担金(折半分)には、公務等による遺族・障害共済年金に要する費用にかかる負担分が含まれます。

※3 公的負担金は、長期及び厚生年金が基礎年金拠出金、短期が特別財政調整負担金、育児・介護休業手当金の公的負担金です。

総括事項（平成27年度末推計）

事業計画と予算編成の基礎となる組合員数は、平成27年度末の組合員数（任意継続組合員を除く）で、前年度よりも43人多い18,064人と推計しました。

●所属所数

市	町	村	一部事務組合等	計
12	21	1	17	51

組合員数……………18,064人

任意継続組合員数……………383人

被扶養者数……………16,821人

●1人当り平均標準報酬月額

（一般組合員）

長期……………375,186円

短期……………376,856円

●短期経理（介護保険を含む）

（単位：千円）

支出	保健給付	4,594,487 (26年度比 △ 15,287)
	休業給付	568,503 (// 73,260)
	附加給付	50,899 (// 11,846)
	老人保健拠出金	68 (// 7)
	退職者給付拠出金	193,736 (// △ 207,346)
	前期高齢者納付金	2,250,482 (// 229,644)
	後期高齢者支援金	2,139,728 (// 219,304)
	介護納付金	839,877 (// 7,287)
	その他	1,531,147 (// △ 40,003)
計	12,168,927 (// 278,712)	
収入	掛金・負担金	11,174,369 (26年度比 △ 213,453)
	その他	1,428,117 (// 42,111)
	計	12,602,486 (// △ 171,342)
差引本年度益金		433,559

●長期経理

（単位：千円）

支出	負担金払込金	8,491,681 (26年度比 △ 7,033,008)
	掛金払込金	4,379,204 (// △ 4,469,814)
	計	12,870,885 (// △ 11,502,822)
収入	負担金	8,491,681 (26年度比 △ 7,033,008)
	掛金	4,379,204 (// △ 4,469,814)
	計	12,870,885 (// △ 11,502,822)

●厚生年金保険経理

（単位：千円）

支出	負担金払込金	6,647,359 (26年度比 -)
	組合員保険料払込金	4,517,448 (// -)
	計	11,164,807 (// -)
収入	負担金	6,647,359 (26年度比 -)
	組合員保険料	4,517,448 (// -)
	計	11,164,807 (// -)

●経過的長期経理

（単位：千円）

支出	負担金払込金	13,976 (26年度比 -)
収入	負担金	13,976 (26年度比 -)

●退職等年金経理

（単位：千円）

支出	負担金払込金	392,706 (26年度比 -)
	掛金払込金	392,706 (// -)
	計	785,412 (// -)
収入	負担金	392,706 (26年度比 -)
	掛金	392,706 (// -)
	計	785,412 (// -)

保健経理

夏休み期間限定の他共済宿泊施設利用助成が始まります

この経理は、短期給付事業の補完的業務として人間ドックなどの疾病予防対策事業や各種セミナー・講座などの健康増進事業、また宿泊施設の利用助成などの事業を行う経理です。財源は、組合員の皆様から納めていただく掛金と地方公共団体が納め

等を賄う経理です。財源は地方公共団体の負担金（組合員1人当り10,830円）と、短期経理からの繰入金（組合員1人当り限度額1,995円）及び長期経理にかかる市町村連合会からの交付金（組合員1人当り3,554円）となっております。

る負担金により賄っております。

平成27年度の保健事業ですが、前年に引き続き特定健診関係における第二期特定健診・特定保健指導の実施計画（5か年計画）を推進していくほか、健診データ等を反映させた短期給付財政安定化計画（データヘルス計画）を策定しまして、短期経理における医療費の適正化対策事業を推進することとしております。また、新規事業として夏休みの期間に限定した他共済宿泊施設の利用助成事業を始めることとしました。

なお、データヘルス計画は、各所属との連携が不可欠であると考えております。目標達成に向け、実効ある事業を推進してまいりますので、所属所及び組合員皆様のご協力のほど、よろしくお願いいたします。

貯金経理

年利1.2%の支払利率を維持、「安全・安心」を第一に

この経理は、組合員の皆様からお預かりした資金を運用し、有利な利率で還元することを目的に行う経理です。利率は前年度同様平成27年度も年利1.2%、利用者数は10,431人、貯金総額を約420億円と見込んでおります。

市場金利の低迷により、現在の運用環境は大変厳しい状況にありますが、今年度も経済・金融情勢等に細心の注意を払いなが

ら、詳しい事業内容は、P13の「保健事業」をご覧ください。

す。

より安全性を高めるため資金運用検討委員会において資金運用の研究を行い、皆様からお預かりした大切な資金の慎重な運用に努めてまいります。

なお、詳しい内容については、P23の「貯金事業」をご覧ください。

貸付経理

この経理は、組合員の皆様、住宅建築資金やご家族等の入学、修学、結婚などで必要となる資金を長期給付（年金）の積立金を活用して貸付するための経理です。

貸付金の状況ですが、新規貸付金の減少と繰上償還の増加は、現在も続いており、全体として減少幅は縮小しておりますが、27年度末貸付金残高は、前年度比で92

7, 490千円減の4, 412, 467千円と推計しております。
 なお、貸付事業に係る詳しい内容は、P19からの「貸付事業」をご覧ください。

物資経理

自動車物資の立替手数料率は、2.4%です

この経理は、組合員の皆様が、本組合が指定する販売店を利用して自動車や家庭電化製品、寝具、衣料品等を購入したとき、その購入代金を共済組合が立替払いし、利用された組合員の皆様から毎月及び賞与月に共済組合へ返済していただく経理です。
 平成27年度の立替金の状況ですが、貸付

●預託金管理経理

(単位：千円)

支出	支 払 利 息	100,939 (26年度比 △ 24,032)
収入	利 息 及 び 配 当 金	100,939 (// △ 24,032)

●業務経理

(単位：千円)

支出	職 員 給 与	142,334 (26年度比 4,435)
	事 務 費 負 担 金 払 込 金	86,951 (// 1,116)
	そ の 他	65,052 (// △ 5,177)
	計	294,337 (// 374)
収入	負 担 金	195,773 (26年度比 2,435)
	連 合 会 交 付 金	64,143 (// △ 550)
	短 期 経 理 より 繰 入	34,400 (// 9,221)
	そ の 他	125 (// △ 381)
	計	294,441 (// 10,725)
差引本年度益金		104

●保健経理

(単位：千円)

支出	厚 生 費	231,210 (26年度比 2,926)
	特 定 健 診 等 費	25,129 (// 1,195)
	普 及 費	16,215 (// 1,574)
	そ の 他	146,262 (// 10,134)
	計	418,816 (// 15,829)
収入	掛 金 ・ 負 担 金	340,122 (26年度比 △ 4,980)
	保 険 手 数 料	11,104 (// △ 388)
	そ の 他	312 (// △ 109)
	計	351,538 (// △ 5,477)
差引本年度損金		67,278

●貯金経理

(単位：千円)

支出	支 払 利 息	497,513 (26年度比 15,085)
	そ の 他	17,822 (// 1,680)
	計	515,335 (// 16,765)
収入	利 息 及 び 配 当 金	580,552 (26年度比 2,880)
	そ の 他	905 (// △ 2,800)
	計	581,457 (// 80)
差引本年度益金		66,122

●貸付経理

(単位：千円)

支出	支 払 利 息	95,356 (26年度比 △ 21,709)
	連 合 会 払 込 金	5,954 (// △ 1,010)
	そ の 他	17,116 (// 3,017)
	計	118,426 (// △ 19,702)
収入	組 合 員 貸 付 金 利 息	118,539 (26年度比 △ 26,040)
	連 合 会 交 付 金 ・ そ の 他	591 (// △ 291)
	計	119,130 (// △ 26,331)
差引本年度益金		704

●物資経理

(単位：千円)

支出	支 払 利 息	8,820 (26年度比 △ 501)
	保 険 料	1,726 (// 995)
	そ の 他	8,704 (// 1,007)
	計	19,250 (// 1,501)
収入	受 託 商 品 手 数 料	20,187 (26年度比 △ 645)
	そ の 他	2 (// 0)
	計	20,189 (// △ 645)
差引本年度益金		939

●宿泊経理

(単位：千円)

支出	事 業 用 消 耗 品 費	15,810 (26年度比 4,287)
	飲 食 材 料 費	51,753 (// 3,379)
	そ の 他	286,637 (// 5,188)
	計	354,200 (// 12,854)
収入	施 設 収 入	254,186 (26年度比 2,644)
	そ の 他	102,857 (// 136)
	計	357,043 (// 2,780)
差引本年度益金		2,843

金と同様、立替金残高は依然として減少傾向にあり、自動車物資利用による新規立替金がわずかながら増加しているものの、繰上償還の増加が上回っていることから、年度末立替金残高は前年度比1,286千円減の802,304千円と推計しております。
 なお、立替金限度額等、詳しい事業内容につきましては、P22からの「物資事業」を、利用可能な指定店につきましては、別冊の「物資指定店のご案内」をご覧ください。

宿泊経理

**27周年企画を実施中です。
 ぜひ、皆様からのご紹介をお願いします。**
 この経理は、組合員の皆様の保養所「パレス松洲」の経営を行う経理です。

平成27年度は、会議室椅子の入替えを予定するとともに未修繕部分の客室トイレや耐用年数が経過している温水・濾過ポンプ、荷物搬送用エレベーターの主要部品を更新することとし、事業用消耗品費と修繕関係で約2,120万円を見込んでおります。
 昨年は消費税の引上げ等により宿泊客が減少するなど、厳しい時勢でございましたが、今後とも組合員の皆様が快適に過ごせる施設を目指し、より良いサービスを提供できるようにアンケート等をいただきながら、私たちができる「おもてなし」を追求して参ります。
 組合員の皆様のお越しを心よりお待ちしております。多くの方をご紹介します。

平成27年度新規採用の皆さんへ

共済組合は皆さんの健康と豊かな生活をサポートします。

共済制度は相互救済によって、組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与し、組合員が安心して公務に精励できるようにすることを目的とし、さまざまな事業を行う制度です。

市町村等の職員となられた皆さんは、その日から共済組合の組合員となります。

組合員になると・・・

組合員証(保険証)が 交付されます

病気やケガをして診療を受けるときに必要です。

また、組合員としての身分を証明するものでもありますので大切に保管してください。



掛金を納めます

共済事業に必要な費用は組合員が負担する「掛金」と地方公共団体が負担する「負担金」で賄われ、毎月の給料と期末手当等から定められた率で計算され控除されます。



さまざまな事業を 利用できます

共済制度の目的に沿って共済組合では「短期給付(医療保険)」、「長期給付(年金)」、「福祉」の3つを柱として事業を行っており、組合員の皆さんはさまざまな給付やセミナーなどを受けられます。



共済事業のご案内

短期給付事業 (担当課：保険課 給付係 022-263-6411 資格調定係 022-263-6415)

- 組合員と被扶養者の病気、ケガ、出産、死亡、休業または災害に対して必要な給付を行っています。詳しい給付内容については「共済のあゆみ」本号10ページをご覧ください。
- 組合員の家族も条件を満たせば被扶養者と認定されます。認定されると組合員と同様に短期給付や福祉事業の一部を受けることができます。資格相談は資格調定係へお問い合わせください。

長期給付事業 (担当課：年金課 022-263-6412)

- 組合員の退職・障害または死亡に対する年金や一時金の事務、相談業務を行っています。

福祉事業 (担当課：福祉課 022-263-6413 総務課 経理係(貯金) 022-263-6414 パレス松洲 022-354-2106)

- 保健事業…人間ドックや各種検診の費用助成のほか、健康促進のためのセミナーの開催や生活支援図書の交付、保養所の宿泊費用助成、特定健康診査・特定保健指導など、皆さんの健康面をサポートするさまざまな事業を行っています。
- 貯金事業…年利1.2%と市中金利よりも有利な積立貯金です。毎月定額を積立てる「定例積立」のほか、「臨時積立」もできます。
- 貸付事業…住宅資金のほか結婚・教育・医療資金など、組合員が資金を必要とするときに低利で貸付けを行っています。
- 物資事業…自動車など、日常生活に必要なものを購入するときに、共済組合が立替払いする事業です。特約店は本号差込みの物資指定店一覧をご覧ください。
- 宿泊事業…パレス松洲は日本三景・松島の沿岸にたたずむ公共の宿です。すべての客室で窓いっぱい広がる松島の絶景と食べて美味しい旬のお料理が自慢です。

医療費支払いの仕組み

組合員や被扶養者の皆様が保険医療機関（病院・薬局等）で組合員証・被扶養者証等を提示して受診し、医療費の一部を窓口で支払います。

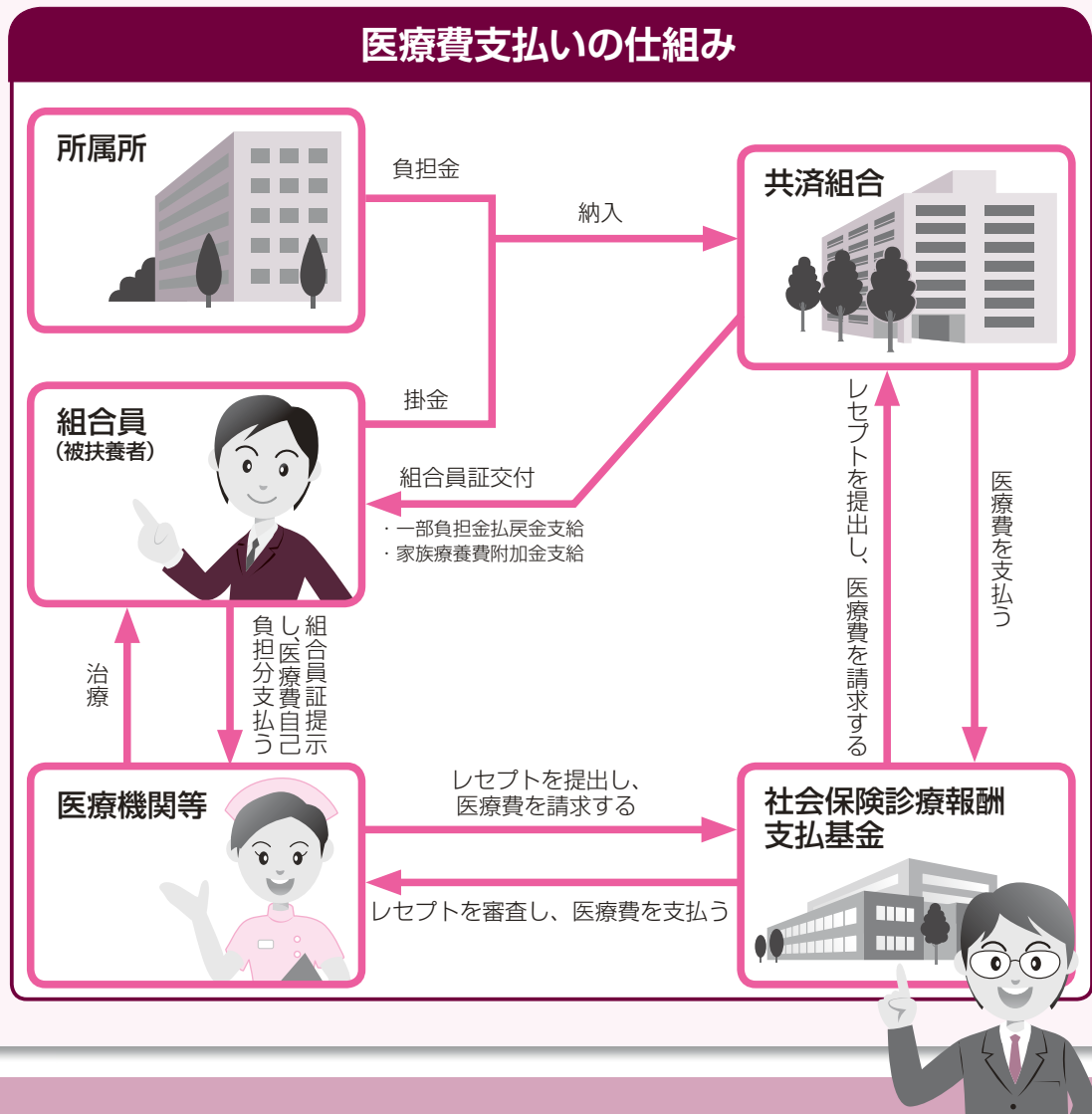
医療機関等は残りの医療費を共済組合（保険者）に請求します。その請求方法は、患者ごとにまとめて1月ごとに診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）を作成し、毎月社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）へ請求します。

支払基金は、その診療内容について審査を行い、その後共済組合へ医療費の請求をします。支払基金からレセプトが共済組合に届いてから、さらに共済組合においても内容審査を行いますので、皆様が受診してから短期給付金等の処理が終わるまでには約3カ月程かかります。

共済組合は、組合員の皆様に納めていただく掛金と各地方公共団体負担金の中から、毎月支払基金に医療費を支払っております。

このように、共済組合の短期給付事業にかかる費用は、掛金と負担金収入で賄われていますので、支払う医療費が増加すると皆様に負担をお願いすることになります。

組合員の皆様には特定健康診査の利用、ジェネリック医薬品の活用等、日頃から医療費抑制に向けた取り組みをお願いいたします。



組合員証や被扶養者証の切替えの手続きはお早めに！

新年度を迎え、組合員及び被扶養者の皆様にとっては、異動や就職、進学など、何かと忙しい季節になりました。こうした異動等があったときには、組合員証等の切替えの手続きが必要になることがあります。もし、次のような異動等に該当した場合は、忘れずに切替えの手続きをお願いします。

- (1) 新たに組合員・被扶養者となられたとき
- (2) 組合員証や組合員被扶養者証等の内容に変更があったとき
 - 転勤等により、組合員証記号番号が変更になったとき
 - 転居や婚姻等により住所や氏名が変更になったとき
- (3) 組合員の資格を喪失したとき、または、被扶養者の認定が取消しとなったとき
 - 被扶養者の方が就職したとき、または、年間の収入の増加により認定基準額（130万円又は180万円）を超えたとき
 - 75歳（一定の障害がある方は65歳）に達して、後期高齢者医療制度の被保険者となったとき

保険証が変わったときは、必ず届出書類と一緒に旧組合員証等を返納してください。

新しい保険証になったにもかかわらず、旧組合員証等を使って医療機関で受診しますと、本人確認等で事務処理に時間を要し、結果的に給付金の支給に遅れが生じたり、給付できなくなることがあります。また、被扶養者の方の取消手続きが遅れますと、共済組合がお支払いした医療費や給付金等を取消日に遡って返還していただくことにもなります。

とくに、毎年実施している被扶養者の資格確認調査では、認定されている被扶養者が認定基準額を超える収入のあるパート、アルバイト等に就いていたため、遡及して扶養認定が取消しとなり、後日、高額な医療費や給付金を返還することになってしまう組合員が多くなっています。

このようなことを避けていただくためにも、パート等に就いている被扶養者の方の収入について、常時ご確認いただきますようお願いいたします。

なお、被扶養配偶者の方が認定及び取消の手続きをされる場合は、国民年金の手続きも必要となりますので、こちらの手続きも忘れずに行ってください。

国民年金の手続きについて

共済組合では、20歳以上60歳未満の被扶養配偶者の方に、扶養認定（取消）の手続きとあわせて国民年金第3号被保険者（※）の手続きをお願いしています。配偶者の認定（取消）状況に応じて、次の届出が必要となりますので、該当される組合員の方は忘れずに提出をお願いします。

○新たに被扶養配偶者の要件を備えたとき

「国民年金第3号被保険者資格取得届」
→被扶養者認定申告書と一緒に提出してください。

○被扶養配偶者が住所を変更したとき

「国民年金被保険者住所変更届」
→組合員の住所変更届と一緒に提出してください。なお、被扶養配偶者だけが住所変更した場合も同じく両方の変更届を提出してください。

○被扶養配偶者の収入が基準額以上に増加した場合及び離婚したとき

「国民年金第3号被保険者被扶養配偶者非該当届」
→被扶養者取消申告書と一緒に提出してください。ただし、就職により第2号被保険者に該当する方は不要です。

○被扶養配偶者が死亡したとき

「国民年金第3号被保険者資格喪失・死亡届」
→被扶養者取消申告書と一緒に提出してください。

注) 被扶養配偶者が就職や所得増加などで認定取消になった場合や、組合員の資格喪失に伴う認定取消の場合の国民年金第3号被保険者の資格については、被扶養配偶者が新たに国民年金第1号被保険者（※）又は国民年金第2号被保険者（※）の加入手続きをされることにより自動喪失となるため、共済組合への届出は不要となります。

(参考) 国民年金被保険者の種別

	該当者	加入等の届出	保険料の納付
第1号被保険者	学生、自営業者等	お住まいの市区町村役場	ご自身で納付
第2号被保険者	会社員、公務員等	勤務先	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者	配偶者の勤務先	なし(配偶者が加入する制度で負担)

※詳しくは、お住まいの市区町村役場又は、お近くの年金事務所にお問い合わせください。

扶養認定を受けたまま社会保険に加入していませんか？

被扶養者が、短期間であっても民間会社等に就労し社会保険の適用を受けることになったときは、収入が扶養認定基準内であっても被扶養者の認定は取消しとなります。特に、被扶養配偶者の場合は、国民年金第3号被保険者は自動喪失となりますが、被扶養者の認定は自動喪失になりませんので、共济組合へ被扶養者の認定取消申告を忘れずにしなければなりません。

その後、社会保険の資格を喪失し被扶養者の認定要件を満たすことになった場合には、再度、共济組合の被扶養者の認定を受けることができます。このときは、被扶養者の認定申告とあわせて国民年金第3号被保険者の届出を必ずしなければなりません。

これら一連の被扶養者の認定・取消の手続きをしなかった場合や遅れた場合には、次のようなことが起こりますのでご注意ください。

【医療費を返還していただきます】

被扶養者の取消申告の手続きが遅れた場合でも、取消日は社会保険取得時まで遡ります。もし、被扶養者の方が遡及した取消日以後に共济組合の保険証を使用して医療機関等の診療を受けていたときには、共济組合がお支払いしたこの間の医療費や給付金等を全額まとめて返還していただくこととなりますのでご注意ください。

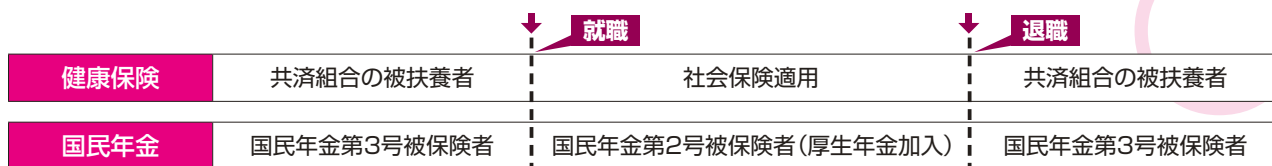
【国民年金（第3号被保険者）の未加入期間（無年金期間）が発生します】

配偶者が、離職等により、国民年金第2号被保険者の資格を喪失し、共济組合の扶養認定を受けるときには、同時に国民年金第3号被保険者として国民年金に加入する手続きをとらなければなりません。この手続きを怠りますと国民年金第2号被保険者の資格を喪失したままの状態となり、国民年金の未加入期間が発生してしまいますのでご注意ください。（下図参照）

◎正しい手続きをした場合

被扶養者の取消の申告を行う

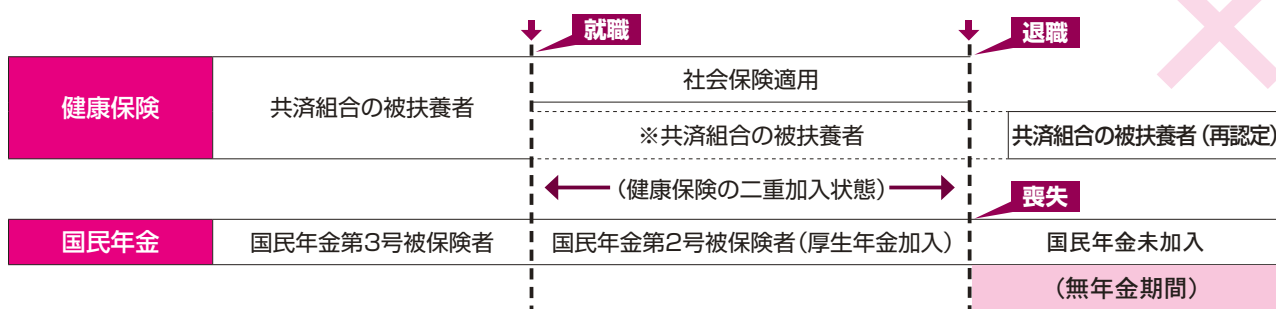
被扶養者の認定の届出と国民年金第3号被保険者資格取得の届出を行う



◎正しい手続きをしなかった場合

被扶養者の取消の申告を行わないと

国民年金の届出を行わないと



※被扶養者の取消申告を行わなかったため、健康保険の二重加入が発生します。
社会保険適用が判明した場合、就職日に遡って被扶養者の資格が取消となります。(.....)の期間
再度、被扶養者認定をする場合は、書類を提出した日からの認定となり、遡って認定することはできません。

組合員証は、必ず月に1度医療機関の窓口で提示しましょう。

～被扶養者の方へもお伝えください～

現在、ほとんどの医療機関では、月の初回受診時に組合員証等の確認を行っておりますが、初回に限らず、医療機関から組合員証の提示をもとめられたときには、必ず提示されるようお願いいたします。特に記載内容の変更等により組合員証が切り替わった場合は、必ずそのことを窓口でお話いただき、新しい組合員証を提示してください。

組合員及び被扶養者の皆様のご協力をお願いします。

◎短期給付事業 資格調定係 TEL 022-263-6415

1 共済組合の短期給付事業について

この事業は、共済組合の組合員（本人）及びその被扶養者の病気、負傷、出産、死亡、休業、災害等に関する給付を共済組合が行う事業です。

共済組合が行う短期給付事業は、民間で働く労働者に適用される健康保険制度に相当するものですが、この事業は、法定給付と附加給付とに区分されます。

(1) 法定給付

法定給付は、法律でその給付の種目が定められていますが、その種目には、休業手当金、弔慰金、家族弔慰金及び災害見舞金等、健康保険制度にはない共済組合独自のものもあります。

また、育児休業手当金及び介護休業手当金は、雇用保険法に基づく給付になったものになります。

区分	給付事由	給付種目	
		組合員の場合	被扶養者の場合
保健給付	病気、負傷	療養の給付 入院時食事療養費 入院時生活療養費 保険外併用療養費 療養費 訪問看護療養費 移送費 高額療養費 高額介護合算療養費	家族療養の給付 家族療養費 家族訪問看護療養費 家族移送費 高額療養費 高額介護合算療養費
		出産	家族出産費
	死亡	埋葬料	家族埋葬料
休業給付	欠勤等	傷病手当金 出産手当金 休業手当金 育児休業手当金 介護休業手当金	
災害給付	災害	弔慰金 災害見舞金	家族弔慰金

(2) 附加給付

附加給付とは、法定給付に合わせて行う給付で、組合がその財政上の余裕を基礎として任意的に法定給付を補足する意味で行っている給付です。

2 短期給付一覧表

短期給付には、医療機関等からの診療報酬明細書（レセプト）等に基づいて自動的に給付するものと、組合員が所属する市町村等の共済組合事務担当者の方を通して共済組合に請求していただく給付があります。

給付の種類は次表のとおりですが、医療費の自己負担割合は、所得区分や年齢により異なります。

自動的に給付する 組合員の請求が必要な給付

保健給付

組合員

名称	内 容	
療養の給付	組合員の公務外の病気または負傷について、療養にかかる医療費の7割を共済組合が負担	
入院時食事療養費	標準負担額 (1食当り)	入院時の食事代について、組合員が標準負担額を支払い、標準負担額を除いた額を共済組合が負担
		一般
		①市町村民税非課税世帯等で入院日数90日以下の者 ②①の場合で、入院日数が90日を越える者 ③①の場合で所得が一定基準以下の者
260円 210円 160円 100円		
入院時生活療養費	長期入院する65歳以上の組合員が生活療養を受けた場合、生活療養標準負担額を除いた額を共済組合が負担	
保険外併用療養費	特定承認保険医療機関等から受けた先進医療を受けた場合、保険診療に要した費用の7割を共済組合が負担	
療養費	医師が治療上、関節用装具、コルセット等の治療用装具を必要と認めた場合は、その装具の購入費用の7割を支給	
訪問看護療養費	在宅の末期ガン患者、難病患者（医師が必要と認めた場合に限る）が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき、その療養費用の7割を支給	
一部負担金払戻金	保険医療機関等の窓口で支払った医療費（高額療養費を除く）から診療報酬明細書、調剤報酬明細書または訪問看護療養明細書各1件（ただし、医療保険の処方せんにより薬局で薬剤の支給が行われた場合は診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす）につき25,000円を控除した額を支給（100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給）	
移送費	歩行困難な重症患者を医師の指示により病院などに転送した場合や、緊急その他やむを得ない事由で移送されたときに、保険者が認めた場合に支給	
埋葬料	組合員が公務によらないで死亡したとき50,000円支給	
埋葬料附加金	組合員の死亡当時、被扶養者として認定されていた者が埋葬料を請求する場合、50,000円支給	
出産費	産科医療補償制度に加入する医療機関で出産し、妊娠22週以上のときに、420,000円支給	

被扶養者

名称	内 容	
家族療養の給付	被扶養者の病気または負傷について、療養にかかる医療費の7割を共済組合が負担 ただし、義務教育就学前まで及び70歳以上の高齢者は、医療費の8割を共済組合が負担 入院時の食事代について、組合員が標準負担額を支払い、標準負担額を除いた額を共済組合が負担	
	標準負担額 (1食当り)	一般 260円 ①市町村民税非課税世帯等で入院日数90日以下の者 210円 ②①の場合で、入院日数が90日を超える者 160円 ③①の場合で所得が一定基準以下の者 100円
保険外併用 家族療養費	特定承認保険医療機関等から受けた先進医療を受けた場合、保険診療に要した費用の7割を共済組合が負担 (義務教育就学前、70歳以上の高齢者は8割支給)	
家族療養費	医師が治療上、関節用装具、コルセット等の治療用装具を必要と認めた場合は、その装具の購入費用の7割を支給 (義務教育就学前、70歳以上の高齢者は8割支給)	
家族療養費附加金	保険医療機関等の窓口で支払った医療費(高額療養費を除く)から診療報酬明細書、調剤報酬明細書または訪問看護療養明細書各1件(ただし、医療保険の処方せんにより薬局で薬剤の支給が行われた場合は診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす)につき25,000円を控除した額を支給(100円未満端数切捨て、1,000円未満不支給)	
家族訪問 看護療養費	在宅の末期ガン患者、難病患者(医師が必要と認めた場合に限り)が指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき、その療養費用の7割を支給(義務教育就学前、70歳以上の高齢者は8割支給)	
家族移送費	歩行困難な重症患者を医師の指示により病院などに転送した場合や、緊急その他やむを得ない事由で移送されたときに、保険者が認めた場合に支給	
家族埋葬料	被扶養者が死亡したとき50,000円支給	
家族埋葬料附加金	家族埋葬料に附加して50,000円支給	
家族出産費	被扶養者が産科医療補償制度に加入する医療機関で出産し、妊娠22週以上のときに、420,000円支給	

組合員・被扶養者

名称	内 容	
高額療養費	①自己負担として保険医療機関等へ支払った医療費が、1ヵ月1医療機関等診療報酬明細書、調剤報酬明細書または訪問看護療養明細書各1件(ただし、医療保険の処方せんにより薬局で薬剤の支給が行われた場合は診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して1件とみなす)につき、高額療養費自己負担限度額を超えた額を支給 ②組合員世帯内で、自己負担額が21,000円以上のものが2件以上あるときは、世帯合算して自己負担限度額を超えた額を支給 *高齢受給者の自己負担額はすべて合算対象となる ③1年の間に組合員世帯内で、4回以上の高額療養費に該当したときは、4回目から多数該当 *高齢受給者の自己負担額はすべて合算対象となる ●70歳未満の方の自己負担限度額	
	所得区分	月単位の上限額
	<4回目～:円>は、過去12ヶ月間に3回以上高額療養費の支給を受けた場合で、4回目以降の自己負担限度額	
	特別職: 給料月額83万円以上 一般職: 給料月額66.4万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <4回目～: 140,100円>
	特別職: 給料月額53万円以上83万円未満 一般職: 給料月額42.4万円以上66.4万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <4回目～: 93,000円>
	特別職: 給料月額28万円以上53万円未満 一般職: 給料月額22.4万円以上42.4万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <4回目～: 44,400円>
	特別職: 給料月額28万円未満 一般職: 給料月額22.4万円未満	57,600円 <4回目～: 44,400円>
	低所得者 住民税非課税者	35,400円 <4回目～: 24,600円>
	●70歳以上の方の自己負担限度額	
	区分	自己負担限度額
		外来のみ(個人ごと) 世帯全体(入院含む)
	現役並み所得者	44,400円 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% (多数該当の場合、44,400円)
一般	12,000円 44,400円	
低所得者II	8,000円 24,600円	
低所得者I	15,000円	
*低所得者II: 市町村民税非課税者等 *低所得者I: 組合員及びその被扶養者のすべてが市町村民税非課税者等		
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の両制度を利用し、毎年8月1日から翌年7月31日までの医療費と介護の自己負担額を合算し、その額が限度額を超えた場合、共済組合からは「高額介護合算療養費」が、介護保険からは「高額介護合算サービス費」が支給される	

休業給付

組合員

傷病手当金	組合員が公務外の傷病により、その療養のため引き続き勤務することができない場合に、その勤務することができない期間について休業により給料が支給されないため、その一部を補助することを目的として支給
出産手当金	組合員が出産のため勤務できなかった場合は、傷病手当金と同様、出産に伴う休業期間中における生計費の補助を行う目的として支給 出産の日以前42日（多胎妊娠の場合98日）出産の日後56日の期間支給
育児休業手当金	組合員が育児のため勤務しなかった場合、育児休業にかかる子が1歳に達する日まで支給 ただし、総務省令で定める事由に該当する場合に限り、子が1歳6カ月未満に達する日まで延長して支給
介護休業手当金	組合員が介護休業により勤務に服さなかった期間（介護休業の開始の日から起算して3月を超えない期間）支給
休業手当金	被扶養者の病気または負傷、組合員の公務によらない不慮の災害等の事由により欠勤した場合に支給

災害給付

組合員

弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害により死亡したとき支給
災害見舞金	組合員が水震火災その他の非常災害により住居または家財に損害を受けた場合に支給

被扶養者

家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害により死亡したとき支給
-------	------------------------------

注 意

- (1) 公務上の疾病では短期給付は支給されません。
- (2) 短期給付は、給付事由が生じた日から2年間請求しなかったときは、時効により消滅します。

短期給付に係る附加給付の改正について

短期給付に係る附加給付水準等については、平成24年1月に総務省から他の医療保険制度（健保組合）との均衡を勘案して適正に定めるよう通知があり、平成25年4月1日から当組合においても、下記のとおり改正しています。

なおこの改正については、本組合が東日本大震災の被災地の共済組合であることから、上位所得者に係る基礎控除額の引き上げ開始を2年間延期し、平成27年度から3年間で段階的に引き上げることとしております。

科 目	所得区分（*1）	改正前	改正後
一部負担金払戻金 家族療養費附加金 家族訪問看護療養費附加金	上位所得者	25,000円	平成27年4月診療分から 30,000円 平成28年4月診療分から 40,000円 平成29年4月診療分から 50,000円
	一般所得者		25,000円（変更なし）
合算高額療養費附加金（*2）	上位所得者	50,000円	平成27年4月診療分から 60,000円 平成28年4月診療分から 80,000円 平成29年4月診療分から 100,000円
	一般所得者		50,000円（変更なし）

（控除後の一部負担金払戻金等1,000円未満は支給なし、100円未満切捨）

- （*1）所得区分の「上位所得者」とは、給料月額424,000円（特別職530,000円）以上、平成27年10月以降は標準報酬530,000円以上の組合員及びその被扶養者をいいます。
- （*2）合算高額療養費附加金とは、レセプト1件あたり的一部負担金等が21,000円以上のものが同一月内に2件以上になる場合に、医療費を合算して高額療養費を算定する場合をいいます。

平成
27年度

福祉事業のお知らせ

◎保健事業 福祉課保健係 TEL 022-263-6413

管理監督者対象メンタルヘルス講座

会場：保養所「パレス松洲」

管理監督者（管理職、管理職補佐、労働衛生管理者、保健師、労働安全衛生委員等）を対象にメンタルヘルスに関する講演、グループ討議、実技等を行います。募集定員は各回60名となっております。

- 第1回 平成27年 7月23日(木) 基礎編
- 第2回 平成27年 7月24日(金) ステップアップ編
- 第3回 平成27年10月 1日(木) 基礎編
- 第4回 平成27年10月 2日(金) ステップアップ編

時 間	講座内容等
12:50	開 会
13:00	(仮) 管理監督者のためのメンタルヘルス研修
16:00	閉 会

※都合により講座内容、時間等が変更になる場合がございますのでご了承ください。

心と身体の健康セミナー

会場：保養所「パレス松洲」

組合員及びその家族を対象にメンタルヘルスに関する講演や生活習慣を見直すストレッチ等の実技を行います。募集定員は各回70名となっております。

- 第1回 平成27年 7月31日(金)
- 第2回 平成27年 9月 9日(水)

時 間	講座内容等
12:50	開 会
13:00	(仮) メンタルヘルスについて
14:30	休 憩
14:40	(仮) メタボリックシンドロームについて (実技指導)
16:00	閉 会

※都合により講座内容、時間等が変更になる場合がございますのでご了承ください。

【ライフプランセミナー】

会場：保養所「パレス松洲」

組合員の退職後の生活を視野に入れた公務員生活の確立を支援することや、健康づくりの推進を目的とした退職準備型と生涯生活充実型のライフプランセミナーを保養所「パレス松洲」で開催します。

区分	退職準備型セミナー	生涯生活充実型セミナー
日 程	第1回 6月 4日(木)～ 5日(金)	第1回 平成27年 6月19日(金)
	第2回 7月 2日(木)～ 3日(金)	
	第3回 7月 9日(木)～10日(金)	
	第4回 9月10日(木)～11日(金)	第2回 平成27年 9月17日(木)
	第5回 10月15日(木)～16日(金)	
	第6回 10月22日(木)～23日(金)	
会 場	保養所「パレス松洲」	
募集人員	各90名	各60名
対 象 者	原則として50歳以上の組合員 及びその配偶者	原則として50歳未満の組合員 上記以外で受講を希望する組合員

【人間ドック】 利用助成

●利用対象

平成27年度中に30歳以上となる組合員（資格取得1年未満の組合員及び任意継続組合員を除く）3人に1人を助成対象とします。

●利用人員

年度初めに各所属所へ対象人数をお知らせします。

●利用者負担

10,000円(税込)

●利用方法

共済事務担当課から配分された方は、「人間ドック利用券」を受け取りください。受診する際は、組合員証を持参の上、受付窓口にて「人間ドック利用券」を提出し、検査終了後に利用者負担金をお支払いください。「人間ドック利用券」は、契約医療機関以外では利用できません。

検査内容

区分	内 容	
人間ドック検査項目	既往歴の調査(服薬歴及び喫煙習慣の状況に係る調査を含む)	
	自覚症状及び他覚症状の検査	
	身体計測	身長、体重、BMI、腹囲
	生 理	血圧(収縮期血圧、拡張期血圧)
		12誘導心電図
		眼圧、眼底(両眼)
		視力、聴力(1000Hz・4000Hz)
		肺(呼吸)機能検査(1秒率、%肺活量)
	X線・超音波	胸部X線(大角2枚、2方向)
		上部消化管X線(胃X-P 4F8枚以上)
		腹部超音波(肝臓(脾臓を含む)、膵臓、腎臓)
	生 化 学	総蛋白、アルブミン、クレアチニン、尿酸、総コレステロール、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、中性脂肪、総ビリルビン、AST(GOT)、ALT(GPT)、 γ -GT(γ -GTP)、ALP、空腹時血糖、HbA1c
血 液 学	赤血球、白血球、血色素量、ヘマトクリット値、血小板数、MCV、MCH、MCHC	
血 清 学	CRP、VDRL又はRPR・TPHA、リウマチ反応RF、HBs抗原、HCV抗体	
尿	蛋白、PH、尿糖、沈渣、潜血、比重	
便	潜血(免疫2回法)	
	問 診 ・ 診 察	

人間ドック利用契約医療機関一覧

契約医療機関名	住 所	電話番号	特定健診 契約機関	特定保健指導 実施状況	契約医療機関名	住 所	電話番号	特定健診 契約機関	特定保健指導 実施状況
公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本字下原沖36	0224-25-2178	○	○(後日)	登米市立米谷病院	登米市東和町米谷字元町200	0220-42-2007	-	-
丸森町国民健康保険丸森病院	伊具郡丸森町字鳥屋27	0224-72-2131	○	○(当日)	気仙沼市立病院	気仙沼市田中184	0226-22-7100	-	-
蔵王町国民健康保険蔵王病院	刈田郡蔵王町大字円田字和田130	0224-33-2260	○	-	公立南三陸診療所	本吉郡南三陸町志津川字沼田56-2	0226-46-3646	○	-
みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西38-1	0224-51-5501	○	○(当日)	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下71	0225-21-7236	○	○(後日)
総合南東北病院	岩沼市里の杜1-2-5	0223-23-3151	○	○(後日)	石巻ロイヤル病院	石巻市広瀬字焼巻2	0225-73-5888	○	○(当日)
塩釜市立病院	塩釜市香津町7-1	022-364-5521	○	○(当日)	女川町地域医療センター	社鹿郡女川町蟹神浜字堀切山51-6	0225-53-5511	○	○(後日)
宮城利府掖済会病院	宮城県利府町森郷字新太子堂51	022-767-2151	○	-	真壁病院	東松島市矢本字鹿石前109-4	0225-82-7111	-	-
公立黒川病院	黒川郡大和町岡字西松木60	022-345-3101	○	-	仙台オープン病院	仙台市宮城野区鶴ヶ谷5-22-1	022-252-1111	○	○(当日)
公立加美病院	加美郡色麻町四籠字杉成9	0229-66-2500	○	○(後日)	仙台厚生病院	仙台市青葉区広瀬町4-15	022-222-6202	-	-
大崎市民病院健康センター	大崎市古川千手寺町2-3-15	0229-23-3471	○	○(後日)	JCHO仙台病院	仙台市青葉区堤町3-16-1	022-275-3111	○	○(当日)
大崎市民病院鹿島台分院	大崎市鹿島台平渡字東栗書20	0229-56-2611	○	○(後日)	JCHO仙台南病院	仙台市太白区中田町前沖143	022-306-1721	○	○(当日)
涌谷町国民健康保険病院	遠田郡涌谷町涌谷字中江南278	0229-43-5111	○	○(当日)	宮城県医師会健康センター	仙台市宮城野区安養寺3-7-5	022-256-8600	○	○(当日)
栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野中央3-1-1	0228-21-5346	○	-	宮城県予防医学協会	仙台市青葉区上杉1-6-6	022-262-2621	○	○(当日)
栗原市立若柳病院	栗原市若柳字川北原畑23-4	0228-32-2335	-	-	宮城県成人病 予防協会	市名坂診療所 仙台市泉区本田町8-12	022-375-7113	○	○(当日)
栗原市立栗駒病院	栗原市栗駒岩ヶ崎松木田10-1	0228-45-2211	-	-	中央診療所	仙台市青葉区中央1-3-1	022-263-4050	○	○(当日)
登米市立登米市民病院	登米市迫町佐沼字下田中25	0220-22-5511	-	-	宮城県対がん協会	仙台市青葉区上杉5-7-30	022-263-1535	○	○(後日)
登米市立登米診療所	登米市登米町寺池根小路132-1	0220-52-2175	-	-	結核予防会 宮城県支部	横十字センター 仙台市青葉区中山吉成2-3-1	022-719-5161	○	○(後日)
登米市立豊里病院	登米市豊里町土手下74-1	0225-76-2023	-	-	興生館	仙台市青葉区宮町1-1-5	022-221-4461	○	○(後日)

※掲載機関のうち、特定健康診査・特定保健指導を実施している機関は、各項目に「○」印が付いています。

また、『特定保健指導付人間ドック利用券』は、保健指導を実施している機関でのみ使用できます。

※『特定保健指導付人間ドック利用券』を使用できる医療機関は、特定保健指導実施欄でご確認ください。

また、特定保健指導実施状況欄に○印がある機関は、被扶養者・任意継続組合員の方も「特定健康診査受診券」で特定健診を受診できます。

【脳検診】利用助成

●利用対象

平成27年度中に40歳以上となる組合員(任意継続組合員を除く)5人に1人を助成対象とします。

●利用人員

年度初めに各所属所へ対象人数をお知らせします。

●助成金額

- 検診料金が12,000円未満のとき 7,000円
- 検診料金が12,000円以上のとき 9,000円

●内容

MRIによる脳の画像診断で脳の健康状態を把握して脳の健康管理をして頂きます。

●利用方法

所属所から配分された方は、共済事務担当課から「脳検診助成券」を受け取りください。受診する際は、組合員証を持参の上、受付窓口で「脳検診助成券」を提出し、検査終了後に助成金額を差し引いた料金をお支払いください。「脳検診助成券」は、契約医療機関以外では使用できません。

脳検診契約医療機関一覧表（税込）

契約医療機関名	住所	電話番号 FAX番号	検査料金	備考
公立刈田総合病院	白石市福岡蔵本 字下原沖36	0224-25-2178 0224-25-2798	21,600円	所要時間60分～ 医師の面談なし 問診票あり 6ミリスライス厚1.2ミリで撮影 MRI・MRAの検査（頸部X線2R） 凝固検査 結果通知書（画像1枚添付）の交付
丸森町国民健康保険 丸森病院	伊具郡丸森町字 鳥屋27	0224-72-2131 0224-72-2474	20,000円	所要時間40分 所見のある人のみ医師の面談あり 問診票あり 6ミリスライス厚1ミリで撮影 MRI・MRAの検査（頸部MRI含む）
みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町 字西38-1	0224-51-5501 0224-51-5505	21,600円	所要時間30分 所見のある人のみ医師の面談あり 問診票あり 6ミリスライス厚2ミリで撮影 MRI・MRAの検査（頸部MRI含む）
総合南東北病院	岩沼市里の杜 1-2-5	0223-23-3151 0223-23-3150	21,600円	所要時間30分 所見のある方のみ医師の面談あり 問診票あり 6ミリスライス厚1.5ミリで撮影 MRI・MRA・頸部MRAの検査
塩竈市立病院	塩竈市香津町 7-1	022-364-5521 022-364-5905	20,520円	所要時間60分 医師の面談あり 問診票あり MRI・MRAの検査 5ミリスライス厚1.5ミリで撮影 人間ドックとセットで受診の場合、17,280円
さわおとクリニック	宮城県利府町沢 乙東1-12	022-767-7444 022-767-1641	①21,600円	所要時間約90分(検査30分程度) 終了後に医師の面談と画像説明あり 後日に詳細な報告書送付 問診票あり 5ミリスライス厚1ミリで撮影 頭部MRI・頭頸MRA・頸椎MRA、血圧脈波検査 低騒音高性能1.5テスラ MRIの導入に伴い昨年度とは撮影方法が変わります 検査予約の受付時間：月・火・木 9:00～13:00、15:00～17:30 水・土 9:00～13:00
			②+ 3,240円	血液流動性検査（血液サラサラ検査） MRI検査前に5mlの採血を行い検査終了後に結果説明
宮城県利府掖済会病院	宮城県利府町森 郷字新太子堂51	022-767-2151 022-767-2156	21,600円	所要時間40分 医師の面談なし 問診票あり MRI・MRAの検査 7ミリスライス厚1ミリで撮影+3D-TOF法
公立黒川病院	黒川郡大和町吉 岡字西松木60	022-344-1875 022-344-1876	20,580円	所要時間45分 問診票あり MRI・MRAの検査 検査日月曜日～金曜日 5.5ミリスライス厚1.5ミリで撮影 検査後日、有所見者及び希望者に医師の面談あり
大崎市民病院 健康管理センター	大崎市古川千手 寺町2-3-15	0229-23-3471 0229-23-3472	21,200円	曜日 月～金 時間 9:00～11:30 13:30～15:30 所要時間 30分 健診センターで受付 問診票あり 5ミリスライス厚0.5ミリで撮影 MRI・MRAの検査（頸部MRA含む） 当院専門医による読影 結果通知後、希望者へ医師の結果説明あり
古川星陵病院	大崎市古川南町 3-1-3-5	0229-23-8181 0229-23-5007	25,000円	所要時間90分 所見のある人のみ医師の面談あり 問診票あり 6ミリスライス厚1ミリで撮影 MRI・MRAの検査 頸動脈超音波検査
片倉病院	大崎市古川浦町 1-37	0229-22-0016 0229-24-1226	①21,000円	所要（検査）時間40分程度 問診票あり MRI・MRAの検査、血液生化学 検査（危険因子） 5ミリスライス厚1.5ミリで撮影 高性能マルチチャ ンネルMR 1.5テスラ 結果郵送後、ご希望により専門医のワークス テーション操作による画像説明あり
			②36,750円	所要（検査）時間60分程度 ①+尿検査・血液一般・血液生化学・心電図 頸部MRA検査
			③60,000円	所要（検査）時間150分程度 ②+全身スキャンMRI検査・頸動脈超音波検査腫瘍マーカー、動脈硬化 測定 検査画像CD添付
栗原市立栗原中央病院	栗原市築館宮野 中央3-1-1	0228-21-5346 0228-21-5350	21,600円	所要時間60分 医師の面談なし 問診票あり MRI・MRAの検査 6ミリスライス厚1ミリで撮影
気仙沼市立病院	気仙沼市田中 184	0226-22-7100 0226-22-3121	①23,565円	所要時間60分程度 問診票あり 医師の面談・画像説明あり 5ミリスライス厚1ミリで撮影 MRI・MRAの検査 毎月第2・第4金曜日、午後2時から予約制2名
			②37,474円	所要時間120分程度 ①+頸部超音波検査、血液検査等
石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西 道下71	0225-21-7236 0225-92-8575	21,600円	所要（検査）時間30分程度 医師の面談あり 問診票あり 6ミリスライス厚1.2ミリで撮影 高性能MR 1.5テスラMRI・MRAの検査
真壁病院	東松島市矢本字 鹿石前109-4	0225-82-7111 0225-82-7149	①21,600円	所要時間60分（検査30分程度） 問診票あり MRIの検査 6ミリスライス厚1ミリで撮影 検査日月曜日～金曜日 医師の面談あり 人間ドックのオプションとして受診した場合、10,800円
			②+3,240円	血液流動性検査（血液サラサラ検査）
			③+3,780円	睡眠時無呼吸簡易検査
仙台オープン病院	仙台市宮城野区 鶴ヶ谷5-22-1	022-252-1111 022-252-1120	21,600円	所要時間30分 健診センターで受診 問診票あり 7ミリスライス厚2ミ リで撮影 MRI・MRAの検査結果通知後、希望者に限り医師の面談あり
JCHO 仙台病院	仙台市青葉区堤 町3-16-1	022-275-3544 022-234-4105	25,714円	所要時間30分 問診票あり MRI・MRAの検査+頸動脈エコー 5.5ミリスライス厚1.1ミリで撮影
仙台星陵クリニック	仙台市青葉区木 町通2-4-45	022-273-3460 022-273-3440	①21,600円	所要時間約90分 問診票あり 医師の画像説明あり 高性能MR 1.5テ スラ 5ミリスライス厚2ミリで撮影（画像プリント1枚添付） MRI・MRAの検査結果表にて脳卒中予防のアドバイスあり
			②+ 3,240円	所要時間10分 頸動脈エコー 頸動脈の動脈硬化の有無を調べます
仙台東脳神経外科	仙台市宮城野区 岩切1-12-1	022-255-7117 022-255-7760	20,520円	所要時間20分 医師の面談なし 問診票あり 6ミリスライス厚1.5ミリで撮影 MRI・MRAの検査 異常→面談→精査 脳外科医・神経放射線医による二重チェック
画像医学と脳健診 診療所	仙台市泉区泉中 央1-33-1	022-218-3147 022-218-3148	①12,960円	所要時間20分 所見のある人のみ医師の面談あり（無料） 問診票あり MRIの検査7ミリスライス厚1ミリで撮影
			②16,200円	所要時間30分 所見のある人のみ医師の面談あり（無料） 問診票あり ①の検査と脳MRAの検査
			③23,760円	所要時間40分 所見のある人のみ医師の面談あり（無料） 問診票あり ②の検査と頸部MRAの検査
			④+ 3,240円	①②③各コースの検査に専門医の面談をオプションで追加することが できます
宮城病院	亘理郡山元町高 瀬字合戦原100	0223-37-1131 0223-37-3316	①21,000円	所要時間60分 医師の面談あり 問診票あり MRI・MRAの検査 結果報告書、検査画像CDの交付 毎週月・火曜日、午後2時から予約制
			②40,000円	所要時間120分 ①+心電図検査、脈波検査、もの忘れ検査 血液検査

[がん検診] 助成

● 検診の種類及び助成対象

- 乳がん検診・子宮がん検診
組合員（任意継続組合員を除く）を対象として助成します。
- 前立腺がん検診
50歳以上の組合員（任意継続組合員を除く）を対象として助成します。

● 助成金額

- 乳がん検診 2,300円
 - 子宮がん検診 3,100円
 - 前立腺がん検診 1,000円
- ただし、検診費用が上記金額を下回る場合は、実費負担分を助成します。

● 助成方法

各所属所の共済事務担当課へ、各種がん検診を受けた方の名前が入った領収書等を提出してください。共済事務担当課が確認のうえ共済組合に申請し、所属所を経由し助成します。

[インフルエンザ予防接種] 助成

● 助成対象

組合員及び被扶養者。ただし、任意継続組合員及び65歳以上の者を除く。

● 助成金額及び回数

一人当たり 1,000円を年1回助成します。

ただし、13歳未満の被扶養者については当該年度2回までとし、実費負担額が助成金額を下回る場合は実費負担額を助成します。

● 助成対象時期

10月から1月に予防接種を受けた方

● 助成方法

各所属所の共済事務担当課へ、予防接種を受けた方の名前が入った領収書を提出してください。共済事務担当課で確認のうえ共済組合に申請し、所属所を経由し助成します。

[禁煙補助] 助成

禁煙を希望する組合員に対し、公益財団法人日本対がん協会が年2回開催する「らくらく禁煙コンテスト」へ参加するための費用を助成します。

詳しくは26ページをご覧ください。

[保養所・宿泊施設] 利用助成

平成27年度も「平日宿泊助成券1,000円（三親等内500円）」を実施します。詳しくは、30ページをご覧ください。

	直営保養施設	委託保養所	全国他組合宿泊施設
助成対象	1 組合員（任意継続組合員を含む）とその家族（被扶養者・同居家族）及び一親等内の別居家族 2 上記以外の三親等内の別居家族（親族） ※助成対象1と2では利用券が異なりますので、ご注意ください。	組合員（任意継続組合員含む）及びその被扶養者	組合員（任意継続組合員含む）及びその被扶養者
助成金額・回数	1 宿泊…1泊4,000円 休憩…1回 500円 2 宿泊…1泊2,000円 休憩…1回 250円 それぞれ回数制限なし	1泊1,500円 年1回	1泊2,000円 年2回
対象施設	松島町 パレス松洲	(別表)	各市町村職員及び都市職員共済組合の運営施設・東京グリーンパレス(別表)
利用方法	年度初めに各組合員へ配布する利用券を持参されるか、同施設内フロントにある利用券に所属所名、組合員証記号番号、氏名等を記入してください。団体の場合は利用者リストをご用意いただくと便利です。	共済事務担当課より交付を受けた助成券をチェックインの際にフロントへ提出し、助成金額を差し引いた利用料金をお支払いください。	共済事務担当課より交付を受けた助成券をチェックインの際にフロントへ提出し、助成金額を差し引いた利用料金をお支払いください。

[特定期間宿泊施設] 利用助成

平成27年度からの新規事業として、組合員及びその家族の心身の健康保持・増進を目的に、期間を定めて他共済組合宿泊施設を格安な価格で提供します。

今年度は、夏休み期間に千葉県市町村職員共済組合宿泊施設「オークラ千葉ホテル」の客室2室（1室最大3名宿泊可）を、1部屋1泊5,000円で提供します。

なお、ご利用方法等の詳しい内容につきましては、24ページをご覧ください。

委託保養所一覧

平成27年4月1日現在

施設名	住 所	電話番号
最上屋旅館	白石市福岡蔵本字鎌先1-35	0224-26-2131
旅館かつらや	白石市小原字湯元23	0224-29-2121
ホテルいづみや	白石市小原字湯元9	0224-29-2221
白石温泉薬師の湯	白石市福岡蔵本字薬師堂28-2	0224-48-4126
さんさ亭	刈田郡蔵王町遠刈田温泉東裏30	0224-34-2211
旅館三治郎	刈田郡蔵王町遠刈田温泉本町3	0224-34-2216
川崎町交流促進センター るぼぼかわさき	柴田郡川崎町大字今宿字小屋沢山39	0224-84-6611
国民宿舎あぶくま荘	伊具郡丸森町字不動50-5	0224-72-2105
わたり温泉鳥の海	平成27年度は宿泊営業を休止しています。	
モンタナリゾート (グリーンピア岩沼内)	岩沼市北長谷字切通1-1	0223-24-4455
ホテルニュー水戸屋	仙台市太白区秋保町湯元字薬師102	022-398-2301
篝火の湯 緑水亭	仙台市太白区秋保町湯元上原27	022-397-3333
やぐら林泉館・都邑館	加美郡加美町字味ヶ袋葉菜原1-70	0229-67-3688
源蔵の湯 鳴子観光ホテル	大崎市鳴子温泉字湯元41	0229-83-2333
鳴子ホテル	大崎市鳴子温泉字湯元36	0229-83-2001

施設名	住 所	電話番号
ホテル亀屋	大崎市鳴子温泉字車湯54-6	0229-83-2211
仙 庄 館	大崎市鳴子温泉字星沼28-2	0229-87-1234
ホテルオニコウベ	大崎市鳴子温泉鬼首字大清水26-17	0229-86-2011
玉 造 荘	大崎市鳴子温泉字川渡62	0229-84-7330
ハイルザーム栗駒	栗原市栗駒泊倉耕英東50-1	0228-43-4100
いこいの村栗駒	平成27年度は営業を休止しています。	
ホテルエポカ	栗原市志波姫新熊谷279-2	0228-23-8866
花山温泉 温湯山荘	栗原市花山字本沢温湯15-1	0228-56-2040
華 夕 美	牡鹿郡女川町浦宿浜字天王130	0225-53-4188
国民宿舎 からくわ荘	気仙沼市唐桑町崎浜4-1	0226-32-3174
ゆめみの宿 観松館	山形県最上郡最上町大字大堀987	0233-42-2311
磐梯山温泉ホテル (アルツ磐梯リゾート)	福島県耶麻郡磐梯町大字清水平6838-68	0242-74-5111
いこいの村岩手	岩手県八幡平市平笠24-1-4	0195-76-2161
矢びつ温泉 瑞泉閣	岩手県一関市敵美町字下り松65-2	0191-39-2031
ゆこたんの森	岩手県岩手郡雫石町長山猫沢3-6	019-693-3600

他組合宿泊施設一覧

平成27年4月1日現在

組合名	施設名	所在地	申込先
北海道	ホテルポールスター札幌	〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目2	011-241-9111
北海道都市	ホテルノースシティ	〒064-8645 札幌市中央区南9条西1丁目	011-512-9748
札幌市	渓 流 荘	〒061-2303 札幌市南区定山溪温泉西2丁目	011-598-2721
青森県	アップルパレス青森	〒030-0802 青森市本町5-1-5	017-723-5600
山形県	む つ み 荘	〒999-2211 南陽市赤湯字森崎233-1	0238-43-3035
	う し お 荘	〒997-1201 鶴岡市湯野浜1-11-23	0235-75-2715
福島県	ホテル福島グリーンパレス	〒960-8068 福島市太田町13-53	024-533-1171
茨城県	大 洗 鷗 松 亭	〒311-1301 東茨城郡大洗町磯浜町8179-5	029-266-1122
埼玉県	アルペンローゼ	〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津512-2	0279-88-1300
千葉県	オークラ千葉ホテル	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3	043-248-1111
	黒 潮 荘	〒296-0004 鴨川市貝渚2565	04-7092-2205
東京都	那須の森ヴィレッジ	〒325-0303 栃木県那須郡那須町大字高久乙字遅山3375-637	0287-78-1636
	ホテル日航立川 東京 シーサイドいずたが	〒190-0022 立川市錦町1-12-1 〒413-0101 静岡県熱海市上多賀12	042-521-1111 0120-73-1241
神奈川県	湯河原温泉ちとせ	〒259-0314 足柄下郡湯河原町宮上281-1	0465-63-0121
山梨県	ホテルやまなみ	〒406-0028 笛吹市石和町駅前15-1	055-262-5522
	瀬波はまなす荘	〒958-0037 村上市瀬波温泉1-2-17	0254-52-5291
新潟県	アクアレー長岡	〒940-2147 長岡市新陽2-5-1	0258-47-5656
	グリーンビュー立山	〒930-1405 中新川郡立山町千寿ヶ原	076-482-1716
石川県	おびし荘	〒923-0316 小松市井口町木55	0761-65-1831
福井県	越 路	〒910-4121 あわら市東温泉2-201	0776-77-3151
岐阜県	紫 雲 荘	〒509-2207 下呂市湯之島692-23	0576-25-2101
愛知県	レイクサイド入鹿	〒484-0024 犬山市字喜六屋敷118	0568-67-3811
愛知県都市	シーサイド伊良湖	〒441-3615 田原市中山町岬1-43	0531-35-1151
三重県	サンベルラ志摩	〒517-0204 志摩市磯部町の矢314	0599-57-2130
	ホテルピアザびわ湖 憩いの里湖西	〒520-0801 大津市におの浜1-1-20 〒520-1121 高島市勝野1533	077-527-6333 0740-36-2345
京都府	ホテルセントノーム京都	〒601-8004 京都市南区東九条東山王町19-1	075-682-8777
大阪府	シティプラザ大阪	〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-31	06-6947-7702
	ひょうご共済会館 ゆめ春来	〒650-0004 神戸市中央区中山手通4-17-13 〒669-6821 美方郡新温泉町湯1569-6	078-222-2600 0796-99-2211
鳥取県	ホープスターとっとり 弓ヶ浜荘	〒680-0834 鳥取市永楽温泉町556 〒683-0001 米子市皆生温泉4-6-12	0857-26-3311 0859-22-7476
	渓 泉 閣	〒682-0122 東伯郡三朝町山田180	0858-43-0828
島根県	ホテル白鳥	〒690-0852 松江市千鳥町20	0852-21-6195
岡山県	サン・ピーチOKAYAMA	〒700-0023 岡山市北区駅前町2-3-31	086-225-0631
山口県	防 長 苑	〒753-0077 山口市熊野町4-29	083-922-3555
徳島県	ホテル千秋閣	〒770-0847 徳島市幸町3-55	088-622-9121
香川県	ホテルマリンパレスさぬき	〒760-0066 高松市福岡町2-3-4	087-851-6677
愛媛県	えひめ共済会館	〒790-0003 松山市三番町5-13-1	089-945-6311
高知県	高知共済会館	〒780-0870 高知市本町5-3-20	088-823-3211
宮崎県	ひまわり荘	〒880-0867 宮崎市瀬頭2-4-5	0985-24-5285
鹿児島県	マリンパレスかごしま	〒890-8527 鹿児島市与次郎2-8-8	099-253-8822
連合会	東京グリーンパレス	〒102-0084 千代田区二番町2	03-5210-4600

[球技大会]

種目ごとに県大会を以下の日程で開催します。

- 第67回宮城県市町村職員野球大会
平成27年 8月22日(土) 涌谷スタジアム
平成27年 8月23日(日) 涌谷スタジアム
平成27年 8月29日(土) 涌谷スタジアム
- 第56回宮城県市町村職員バレーボール大会
平成27年10月17日(土) 岩沼市総合体育館
- 第44回宮城県市町村職員卓球大会
平成27年11月14日(土) 名取市民体育館

[健康優良組合員表彰]

平成26年1月～12月の1年間、被扶養者を含めて医療給付を受けることなく過ごされた方で、平成27年7月1日まで引き続き組合員(任意継続組合員を除く)である方に、表彰状と記念品を贈呈します。

[予防薬・救急薬の配布]

職場用補充薬品等を配布します。

[家庭用常備薬品等の特価斡旋]

夏季と冬季の年2回、家庭用常備薬品等の斡旋を行います。

[生活支援図書 of 交付]

- 新生活支援
結婚した組合員(任意継続組合員を含む)に新生活を健康に送っていただけるように、新生活支援図書「家庭の健康実用帳」等と、パレス松洲夫婦招待券を贈ります。
- 妊娠・育児支援
組合員及び被扶養者配偶者が第1子を妊娠又は出産した場合に、妊娠から出産、子育てまで幅広い内容の育児支援図書「パパ・ママのための育児Q&A1500」と月刊誌「赤ちゃん和妈妈」を贈ります。(第1子のみ)

[特定健康診査・特定保健指導]

共済組合では、40歳から74歳までの被扶養者・任意継続組合員の方を対象に「特定健康診査受診券」を配付し、特定健康診査を実施しています。毎年、年一回の健診ですので、必ず受診をお願いいたします。

また、組合員(任意継続組合員を含む)及び被扶養者の方の健診結果を階層化し、生活習慣の改善が必要な方へ特定保健指導を実施しています。詳しいご利用方法等は28ページをご覧ください。

[メンタルヘルス講座講師派遣助成]

各市町村及び一部事務組合が実施主体となって行ったメンタルヘルス講座の講師費用を助成、または講師の派遣を行います。

- 助成(派遣)回数
年2回(消防職員、医療職員を有する所属所は年3回)
- 助成金額
1回当たり 40,000円を限度とした実額
- 講師の派遣
市町村及び一部事務組合において講師の派遣を希望する場合、共済組合が手配し派遣します。
- その他
震災関連による職種毎や少人数の研修会及び個別相談等を実施した際の講師費用も対象とし、必要に応じて上記助成回数を拡大しています。

[メンタルヘルス電話相談]

組合員とその家族の「心の相談」に応じ、ストレスを要因とする病気の一次予防に努めるとともに、適切な相談機関・医療機関を紹介し、健全な心身を維持していく手助けを行います。電話相談の費用は無料、面接相談は1回当たり1,000円の費用を負担していただきます。

- 受付時間
月～金曜日 AM 9:00～PM9:00
<土曜日 AM10:00～PM6:00>
(日曜日、祝祭日及び1月1日から3日は休みです。)
- フリーダイヤル
0120-16-9164(携帯電話・スマートフォンからもご利用いただけます。)

こころの相談ネットワーク メンタルヘルス相談

◎こころの健康、大事にしていますか？ ひとりで悩まず、まず相談を

 **0120-16-9164** 携帯電話等からも無料でかけられます

ご相談はまず上記のフリーダイヤルへお電話ください。
受付時間 平日9:00～21:00 土曜日10:00～18:00(日・祝日、1/1～3は休み)

組合員とご家族でご利用いただけます。



共済組合ホームページ上からも「健康・こころのオンライン」にアクセスできます。

今すぐ相談したいときに

相談内容をお話してください。
臨床心理士、精神保健福祉士等の専門職がお答えします。
電話相談の費用は、無料です。

直接会って相談したいときに

ご相談内容に応じて、精神科医等の専門職との面接相談をご案内します。
面接相談は、1回当たり1,000円です。

直接は相談しづらいときに

直接相談しづらい、うまく話せないときにはweb相談をご利用ください。
相談料は無料です。
ログインID : kyoasai-miyagi

いずれの相談でもプライバシーは厳守されます。ご相談内容が他に知られることはありませんので、安心してご利用ください。

貸付事業は、組合員の皆様が住宅の新築費用やご家族の入学費用等の資金を必要とするときにご利用いただく事業です。貸付申込みされる際は、無理のない資金計画をたてて毎月末日までに所定の申込書により所属所長の承認を得たうえで申し込みください。貸付金は申込みの翌月に審査決定、送金します。

なお、「給料月額に対する毎月の償還額の割合」及び「年収額に対する年間の償還額の割合」が、30%を超える場合には貸付を受けられませんので、ご注意ください。

1 普通、特別、高額医療、出産貸付

借受資格：組合員となった日から

種別	借入事由	貸付金額と最高限度額	貸付申込書類	貸付金の償還方法及び申込受付期間等
普通貸付	組合員が臨時に資金を必要とするとき ●住宅関連環境整備(物置・車庫・塀等工事) ●墓地・墓石購入 ●旅行費用 ●組合員のスクーリング費用	●給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 200万円 ●普通貸付は1人1件までの貸付となります。	●普通貸付申込書 ●見積書(原本)等、その他費用が確認できる書類 ●借受後、支払いが済み次第、領収書の原本を提出	～貸付金の償還方法～ 1 2つの方法から選択できます。 ①毎月償還 ②ボーナス併用償還(貸付金額50万円以上からご利用できます。) 2 貸付金の送金を受けた翌月から毎月元利均等償還となります。 3 入学、修学貸付は修業年限を限度に元金の償還を据置くことができます。 ①大学院の場合は、償還据置ができません。 ②据置期間中は利息をお支払いいただきます。 ③お申し出により据置期間を解除することもできます。
医療	組合員又はその被扶養者の療養に係る資金を必要とするとき ●組合員証が適用にならない診療費用 ●高額療養費の対象となる医療費は除きます。	●1つの貸付事由ごとに給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 100万円	●医療貸付申込書 ●医師の診断書 ●予想療養費見積書(原本)、もしくは費用の内訳書または領収書	
入学	組合員又はその被扶養者が学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校、各種学校又はこれらに準ずるものとして、理事長が定める要件に該当する外国の教育機関への入学に係る資金を必要とするとき ※被扶養者でない子を含みます。	●1つの貸付事由ごとに給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 200万円	●入学貸付申込書 ●入学許可書(写)又は合格通知書(写) ●入学に伴う諸経費等の明細がわかる書類 ・入学案内書等(入学金及び授業料が確認できるもの) ・貸付契約書(写)等(入学に伴いアパート等を借受けて居住する場合) ●和訳した入学証明書(外国の教育機関の場合)	
特別貸付	修学	●貸付対象者1人につき1学年ごとに最高120万円 ●貸付対象者1人につき年1回。同一年度中の追加貸付はできません。 ●必要とする金額に応じて次の3つの金額から選択できます。 年額 60万円、84万円、120万円	●修学貸付申込書 ●在学証明書(原本) 修学初年度の場合は、入学許可証(写)又は合格通知書(写)で代用できます。 ●修学に伴う諸経費等の明細がわかる書類 ・授業料等が確認できるもの ・貸付契約書(写)等(修学に伴いアパート等を借受けて居住する場合) ●和訳した在学証明書(外国の教育機関の場合)	～申込書の受付期間等～ 1 申込書の受付期間 (1) 通年。ただし、入学、修学貸付は受付期間が限定されております。 (2) 入学、修学貸付の受付期間 ①入学貸付(一般入学等)、修学貸付 ・毎年2月～4月末 ・推薦入学等の入学貸付は毎年10月から受付開始しております。 ②受付期間外のお申込みによる貸付はいたしません。 ③外国の教育機関にかかる入学・修学貸付は、期間を限定せず通年受付します。 2 申込書の提出期限：毎月末日共済組合必着 3 貸付金の送金日：申込書提出月の翌月末日
結婚	組合員又はその被扶養者、被扶養者でない子、孫、兄弟姉妹の婚姻に係る資金を必要とするとき	●1つの貸付事由ごとに給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 200万円	●結婚貸付申込書 ●費用の見積書(組合員側が負担する分) ●結婚証明書または披露宴案内状(招待状)の(写)	
葬祭	組合員の配偶者、子、父母、兄弟姉妹、配偶者の父母の葬祭に係る資金を必要とするとき	●1つの貸付事由ごとに給料月額の6か月以内の額(1万円単位) ●最高限度額 200万円 ●被扶養者の方を埋葬する場合、家族埋葬料及び家族埋葬料附加金が支給されますので、貸付する金額は、見積書から家族埋葬料等の支給額を差し引いた残りの金額となります。	●葬祭貸付申込書 ●埋(火)葬許可証の(写) ●埋(火)葬費用の見積書	
高額医療貸付	組合員(任意継続組合員を含む)及びその被扶養者の高額医療費資金を必要とするとき ※「限度額適用認定証」の交付を受けている方は貸付対象となりません。	●高額療養費相当額(1万円単位)	●高額医療貸付申込書 ●医療機関の発行する請求書または領収書	●高額療養費と高額医療貸付金を相殺して償還することになります。 ●高額療養費が高額医療貸付金を下回る場合は、差額を償還することになります。 ●貸付の申込み及び送金は随時受付送金します。
出産貸付	組合員(任意継続組合員を含む)及びその被扶養者の出産費等の資金を必要とするとき ※直接支払制度を利用される方は貸付対象となりません。	●出産費又は家族出産費相当額(1万円単位)上限額 42万円 ※産科医療補償制度に未加入の医療機関等での出産等の場合、上限額は40.4万円となります。 ●多胎出産(妊娠)の場合は、上記の額にその人数を掛けた金額	●出産予定日まで2月以内(多胎妊娠の場合は4月以内)の組合員又は被扶養者を有する組合員の場合 ・母子健康手帳の(写) ●妊娠4月以上の組合員又は被扶養者を有する組合員が医療機関に一時的な支払いが必要となった場合 ・母子健康手帳の(写) ・医療機関等からの、請求書又は領収書	●出産費又は家族出産費と出産貸付金を相殺して償還することになります。 ●出産費又は家族出産費が出産貸付金を下回る場合は、差額を償還することになります。 ●貸付の申込み及び送金は随時受付送金します。

- 高額医療貸付、出産貸付を除く、すべての貸付種別について借入状況等申告書の提出が必要です。
- 他の金融機関等からの借入れがある場合は、月々の償還額等がわかる書類の提出が必要です。
- 被扶養者とは、共済組合の被扶養者として、認定を受けている方になります。
- 被扶養者でない子等の場合は、戸籍抄本又は住民票(貸付申込みする組合員との続柄が確認できる住民票)の世帯全員分の提出が必要です。
- 団体信用生命保険に加入する場合は加入申込書の提出が必要です。

2 住宅、在宅介護対応住宅、災害貸付、特例災害貸付

借受資格：住宅貸付は組合員期間1年以上となった日から
災害貸付は組合員となった日から

種別	借入事由	貸付の基準と最高限度額	在職期間に対する貸付最低保障額	貸付額の単位償還方法																												
住宅貸付	組合員自身が居住する目的のため、以下の理由で資金を必要とするとき (1) 自宅の新築・増築・改築・修理資金 (2) 住宅の購入資金 (3) 敷地の購入資金 ○貸付対象面積495㎡(150坪) ○5年以内に住宅の建築に着手のこと 注1 居住しなくなった場合は、直ちに全額償還となります。 注2 当該貸付に係る不動産については、売却・譲渡・貸付け等できません。	○給料月額に次表の組合員期間の区分に応じた月数を乗じた金額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>月数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1年以上 6年未満</td><td>7月</td></tr> <tr><td>6年以上 11年未満</td><td>15月</td></tr> <tr><td>11年以上 16年未満</td><td>22月</td></tr> <tr><td>16年以上 20年未満</td><td>28月</td></tr> <tr><td>20年以上 25年未満</td><td>43月</td></tr> <tr><td>25年以上 30年未満</td><td>60月</td></tr> <tr><td>30年以上</td><td>69月</td></tr> </tbody> </table> ○最高限度額1,800万円 ○住宅に係る貸付は1人2件までの貸付となります。	組合員期間	月数	1年以上 6年未満	7月	6年以上 11年未満	15月	11年以上 16年未満	22月	16年以上 20年未満	28月	20年以上 25年未満	43月	25年以上 30年未満	60月	30年以上	69月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>組合員期間</th> <th>最低保障額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>3年未満</td><td>100万円</td></tr> <tr><td>3年以上～7年未満</td><td>400万円</td></tr> <tr><td>7年以上～12年未満</td><td>700万円</td></tr> <tr><td>12年以上～17年未満</td><td>900万円</td></tr> <tr><td>17年以上</td><td>1,100万円</td></tr> </tbody> </table> ○夫婦で組合員の方が同一の住宅に対して共に、最低保障額で住宅貸付を申し込みする場合は貸付可能額は、夫婦合算して最高限度額の1,800万円となります。	組合員期間	最低保障額	3年未満	100万円	3年以上～7年未満	400万円	7年以上～12年未満	700万円	12年以上～17年未満	900万円	17年以上	1,100万円	～貸付額の単位～ 10万円 ※貸付額80万円までは、5万円単位 ～償還方法～ 次の2つの方法から選択できます。 ○毎月償還 ○ボーナス併用償還 ※貸付金額100万円以上から利用可能。
組合員期間	月数																															
1年以上 6年未満	7月																															
6年以上 11年未満	15月																															
11年以上 16年未満	22月																															
16年以上 20年未満	28月																															
20年以上 25年未満	43月																															
25年以上 30年未満	60月																															
30年以上	69月																															
組合員期間	最低保障額																															
3年未満	100万円																															
3年以上～7年未満	400万円																															
7年以上～12年未満	700万円																															
12年以上～17年未満	900万円																															
17年以上	1,100万円																															
在宅介護対応住宅	要介護者に配慮した構造を有する住宅工事又は購入に資金を必要とするとき	○最高限度額300万円。上記金額と別枠で貸付します。																														
災害貸付	風水震災等の災害復旧に資金を必要とするとき ○その他、住宅貸付同様	○災害家財は給与月額の6か月以内の額 ○災害家財の最高限度額は200万円 ○災害住宅は住宅貸付同様 ○再貸付の場合は、最高限度額1,900万円 ○激甚災害時は希望により3年間元金据置可能	○災害住宅は住宅貸付同様 ○再貸付の場合、住宅貸付の最低保障額にそれぞれ50万円を加算																													
東日本大震災に伴う特例災害貸付	東日本大震災による災害復旧に資金を必要とするとき ○その他、住宅貸付同様	○住宅貸付同様 ○再貸付の場合は、最高限度額1,900万円 ○希望により5年間元金据置可能	○住宅貸付同様 ○再貸付の場合、住宅貸付の最低保障額にそれぞれ50万円を加算																													

3 住宅、災害、特例災害、在宅介護対応住宅貸付申込書類一覧表

- すべての申込事由について借入状況等申告書が必要です。
- 在宅介護対応住宅貸付を単独で申込みされる場合は、申込事由に応じた△の書類が必要となります。
- この表に記載した申込書類の他に、必要に応じて関係書類を提出していただく場合があります。

申込書類	申込事由							備考
	新築	増改築	増改築10㎡未満	修理	住宅購入	敷地購入	在宅介護	
建築確認済証(写)、確認申請書第1面から第5面まで(写)	○	○					△	
工事請負契約書(写)	○	○	○				△	
施工者の工事見積書(写)	○	○	○				△	
平面図、配置図、案内図	○			○			△	
増改築・修理前後の平面図、配置図、案内図		○	○				△	
住宅建築に関する地主の承諾書、地主の印鑑証明書	○	○	○	○			△	借地の場合、必要となります。
借家賃貸契約書(写)または証明書	○	○	○	○	○		△	現に居住している住居がアパート等の場合必要となります。
世帯全員分の住民票	○	○	○	○	○		△	
工事内容書(旧・新を具体的に)		○	○				△	
売買契約書(写)					○	○	△	
登記事項の全部の証明書					○	○		敷地購入の場合、売主名義のものが必要となります。
地積測量図						○		
公図						○		
農地転用許可書(写)						○		購入地が農地の場合、必要となります。
保留地証明書(写)、保留地売却決定通知書(写)、仮換地指定通知書(写)等						○		購入地が保留地または仮換地の場合、必要となります。
住宅建築計画書						○		敷地のみ購入の場合、必要となります。
在宅介護部分の見積書(写)							○	
申立書							○	在宅介護対応住宅の貸付を申込みする場合、必要となります。
在宅介護部分を朱書きした平面図							○	
消防署長(市町村長)の、り災証明書または事故証明書	○	○	○	○	○		○	災害貸付の申込みをする場合、必要となります。
損害時の現場写真	○	○	○	○	○		○	
家財の見積書(原本)等、その他費用が確認できる書類							○	

4 貸付利率

共済組合の貸付利率は、国の財政融資資金利率を基準に設定されており、財政融資資金利率が一定の率を上回る場合、財政融資資金利率の金利に応じた変動利率により、貸付利率が設定されることとなります。なお、現在は財政融資資金利率が2.4%以下となっていますので、下表左側の率が適用されています。

【平成22年7月1日から】

利率区分 貸付種類	財政融資資金利率		
	特例期間		通常期間
	2.4%以下	2.4%を超え4.1%未満	4.1%以上
普通・特別・住宅貸付	2.66%	財政融資資金利率+0.26%	4.36%
災害貸付	2.22%	(財政融資資金利率+0.26)×10÷12 (小数点以下第2位未満四捨五入)	3.63%
在宅介護対応住宅貸付	2.40%	財政融資資金利率	4.10%

※東日本大震災に伴う特例災害貸付の利率は、災害貸付に係る利率から年1.0%を減じたものとなります。

5 2つ以上の貸付申込み及びその限度額

貸付金の申込みをするとき、その種類によっては、既貸付分を含め2つ以上の貸付の申込みができます。この場合の貸付金の限度額は、次表のとおりとなります。

貸付の種類	限度額
普通貸付 + 住宅貸付	住宅貸付の限度額
普通貸付 + 災害住宅貸付	災害住宅貸付の限度額
普通貸付 + 災害再貸付	災害再貸付の限度額
普通貸付 + 特別貸付	住宅貸付の限度額
特別貸付 + 住宅貸付	一つの特別貸付の限度額 + 住宅貸付の限度額
特別貸付 + 災害住宅貸付	一つの特別貸付の限度額 + 災害住宅貸付の限度額
特別貸付 + 災害再貸付	一つの特別貸付の限度額 + 災害再貸付の限度額
住宅貸付 + 住宅貸付	住宅貸付の限度額
住宅貸付 + 災害再貸付	災害再貸付の限度額
災害家財貸付 + 災害住宅貸付	災害住宅貸付の限度額

6 借入状況等申告書について

- (1) 高額医療貸付及び出産貸付を除く全ての貸付け申込み時に提出が必要となります。
- (2) 借入状況等申告書には、申込日現在における他の金融機関や共済組合からの既借入れ分及び新規借入れ分すべて記入することとなります。
- (3) 元金償還据置中の借入れ分は、元利金償還開始時の償還額を記入することとなります。
- (4) 共済組合からの借入れ分には、**物資立替償還金も含まれます。**
- (5) 他の金融機関からの借入れがある場合は、月々の返済額が確認できる書類も提出いただきます。

7 抵当権の取扱いについて

住宅貸付等に係る抵当権の設定については、平成26年7月から要しないこととなりました。

現在設定されている抵当権については、希望により全額償還前であっても抹消することができます。希望される方は各所属所の共済事務担当課を通じて申出書を提出してください。また、全額償還後に抹消する方は、借用証書と一緒に抹消に係る書類等を発行しますので、速やかに抹消手続きをお願いします。

8 貸付金の繰上償還（一部繰上、全部繰上）

希望により、未償還元金の全部又は一部を随時繰り上げて償還することができます。

ただし、入学貸付・修学貸付で元金償還を据置きしている期間中の償還の場合は、全額償還になります。

9 育児休業者・介護休業者にかかる償還猶予

貸付を受けている方が、次の法律の規定により、育児休業（部分休業は除く）または介護休業をしている場合で、貸付金の償還猶予の申し出をしたときは、育児休業または介護休業期間中の償還を猶予することができます。その場合は、償還猶予希望申出書を提出していただきます。

●「育児・介護休業法第2条第1号」もしくは「地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項」

●「育児・介護休業法第11条第1項」

10 退職及び異動する方の取扱い

(1) 退職の場合の償還方法

退職の時点で、貸付金及び物資立替金の未償還残高がある場合は、退職手当からの控除により、全額償還していただきます。

また、退職手当から控除しても未償還残高がある場合には、共済組合から各個人の自宅へ直接、振込依頼書を郵送しますので、金融機関からのお振込みによる方法で償還してください。

なお、再任用職員として組合員資格を継続する場合であっても、現職を退職して退職手当金が支給される際に控除により全額償還していただくこととなります。

(2) 他の共済組合に転出する場合

他の共済組合へ転出する方は資格喪失となりますので、貸付金の未償還残高がある方は全額償還となります。償還方法は、共済組合から各個人の自宅へ直接、振込依頼書を郵送しますので、金融機関からのお振込みによる方法で償還していただくこととなります。

なお、転出先の共済組合で貸付金の借替えを行う方で、そのお手続きに「貸付金残高証明書」が必要な場合は、共済事務担当課にお申し出ください。担当課経由で送付される証明書発行依頼書により、発行いたします。

(3) 他の共済組合から転入する場合

①貸付金の借替えが必要な方は、転入前の共済組合

が発行する残高証明書が必要となります。

②貸付金の借替えの際は、それぞれの共済組合で貸付金額の単位が異なることから、貸付金額の端数整理があります。各貸付種別の単位未満の金額については貸付できませんので、ご注意ください。

11 高額医療貸付及び出産貸付

高額医療貸付及び出産貸付については、申込書が届き次第、随時審査、決定及び送金します。ただし、次の制度を利用される方は貸付対象となりません。

●高額医療貸付：「限度額適用認定証」の交付を受けている方

●出産貸付：出産費・家族出産費の「直接支払制度」または「受取代理制度」を利用される方

12 団体信用生命保険事業

この事業は、全国市町村職員共済組合連合会で行なっている共済組合の組合員を対象とした団体信用生命保険です。この事業には次の2種類があります。

(1) 団体信用生命保険

組合員が貸付金の償還中に万一死亡または高度障害状態となった場合、保険金で貸付金残高を返済し、退職手当をご本人及びその家族のために確保する保険制度です。

(2) 債務返済支援保険

団体信用生命保険に加入する組合員が、病気や障害などにより就業不能となった場合、月々の返済金相当額を保障する保険制度です。

13 借受け後の提出書類

(1) 「借用証書」と「印鑑証明書」

貸付を受けた方は、貸付決定通知書を受領後、7日以内に借用証書及び印鑑証明書を提出していただきます。

(2) 「完了報告書」

住宅、災害、特例災害、在宅介護対応住宅貸付を受けた方は、完成または、購入完了後、完了報告書等の提出が義務付けられています。提出書類は「借受け後の提出書類一覧表」のとおりとなります。提出期限は、貸付決定通知書を受領後1年以内となっております。

なお、未提出の場合は、全額償還を請求する場合がありますので、ご注意ください。

また、他の共済組合から転入により、住宅貸付金関連の借替えをした方は提出の必要はありません。

(3) 所有権保存登記後の、「登記事項の全部の証明書」

「借受け後の提出書類一覧表」

貸付種別等	提出書類	
普通貸付、特別貸付、 災害家財貸付 高額医療貸付、出産貸付	●上記(1)の書類	
住宅貸付 災害住宅(再)貸付 特例災害(再)貸付	新築・増築 改築・修理	●上記(1)～(3)の書類 ●「住民票」の原本(申込時同居予定家族全員分)
	10m未満の 増改築、修理	●上記(1)～(2)の書類 ●工事該当部分前後の写真
在宅または 敷地の購入	●上記(1)～(3)の書類 ●「住民票」の原本(申込時同居予定家族全員分)	
	※敷地購入で貸付を受けた方は、 新築住宅へ居住後に「住民票」を提出 してください。	
在宅介護対応住宅貸付	●上記(1)～(2)の書類 ●在宅介護対応部分の写真 ●「住民票」の原本(申込時同居予定家族全員分) ※「住民票」は、在宅介護対応住宅加算 貸付を単独で借受けした場合提出して いただきます。	

この事業は、組合員の皆様が日常生活に必要な物資を共済組合が指定する販売店（指定店）から店頭・巡回又は通信販売等により物品等を購入したとき、その購入代金を共済組合が立て替えてお支払いする事業です。

ご利用された組合員の方には、毎月の給料等からの天引きにより立替金を償還（返済）していただきます。

1 利用資格

組合員の資格を取得した日から利用できます。

2 指定店と販売品目

- (1) 利用できる指定店
別冊『物資指定店のご案内』に掲載の販売店・営業所等をご利用ください。
- (2) 販売品目
指定店が取り扱う販売品目は、次のとおりです。
ア 一般物資 家庭電化製品、寝具等、衣料品、時計・貴金属類、タイヤ、自動二輪車（オートバイ）等々。
イ 自動車物資 普通自動車、軽自動車（自動二輪車を除きます）

3 利用方法

- (1) 所属所の共済事務担当課から、共済事務担当の方の確認と所属所長の承認を得て、購入品目に合う購入票を受け取ってください。
ア 一般物資を購入するとき 一般物資購入票
イ 自動車を購入するとき 自動車購入票
- (2) 利用する指定店に対して、事前に共済物資事業を利用する旨を伝え、所定事項を記入し押印した購入票を、購入時又は契約時にお渡しください。

4 立替金額と限度額

- (1) 一般物資 最低額1万円、千円単位で最高80万円。
- (2) 自動車物資 最低額10万円、5万円単位で最高300万円。
- (3) 一般物資と自動車物資の併用 合計で最高300万円。
※ 千円未満又は5万円未満の金額については、購入時又は契約時に指定店に直接お支払いしてください。

5 立替金の償還

- (1) 一般物資の償還
ア 定例償還（毎月）
購入した月の翌々月から最高24か月以内に償還していただきます。
1回の償還金額は、3千円以上千円単位で設定し、同じ額を毎月償還していただきます。（同じ償還金額にできない場合は、初回の償還金額で調整することになります。）なお、ボーナス償還も併用できます。

イ ボーナス償還（6月、12月）

ボーナス月の償還金額を、定例償還額の設定とは別に1回1万円以上（千円単位）で設定し、償還することができます。ただし、毎月の償還額がなくボーナス月のみで償還することはできません。

ウ 償還金額を設定するときは、定例償還及びボーナス償還あわせて立替金額の2分の1の額が、最初の12か月以内に償還となるよう設定してください。

(2) 自動車物資の償還

購入した月の翌々月から最高84か月以内で、償還していただきます。償還方法は、次の3通りありますのでいずれかを選択してください。なお、償還回数と1回あたりの償還金額は、償還方法にあわせて決められていますので、利用者ご自身での設定はできません。

- ① 月賦償還（給料からの償還）
- ② 3倍型ボーナス併用償還
- ③ 5倍型ボーナス併用償還

(3) 繰上償還

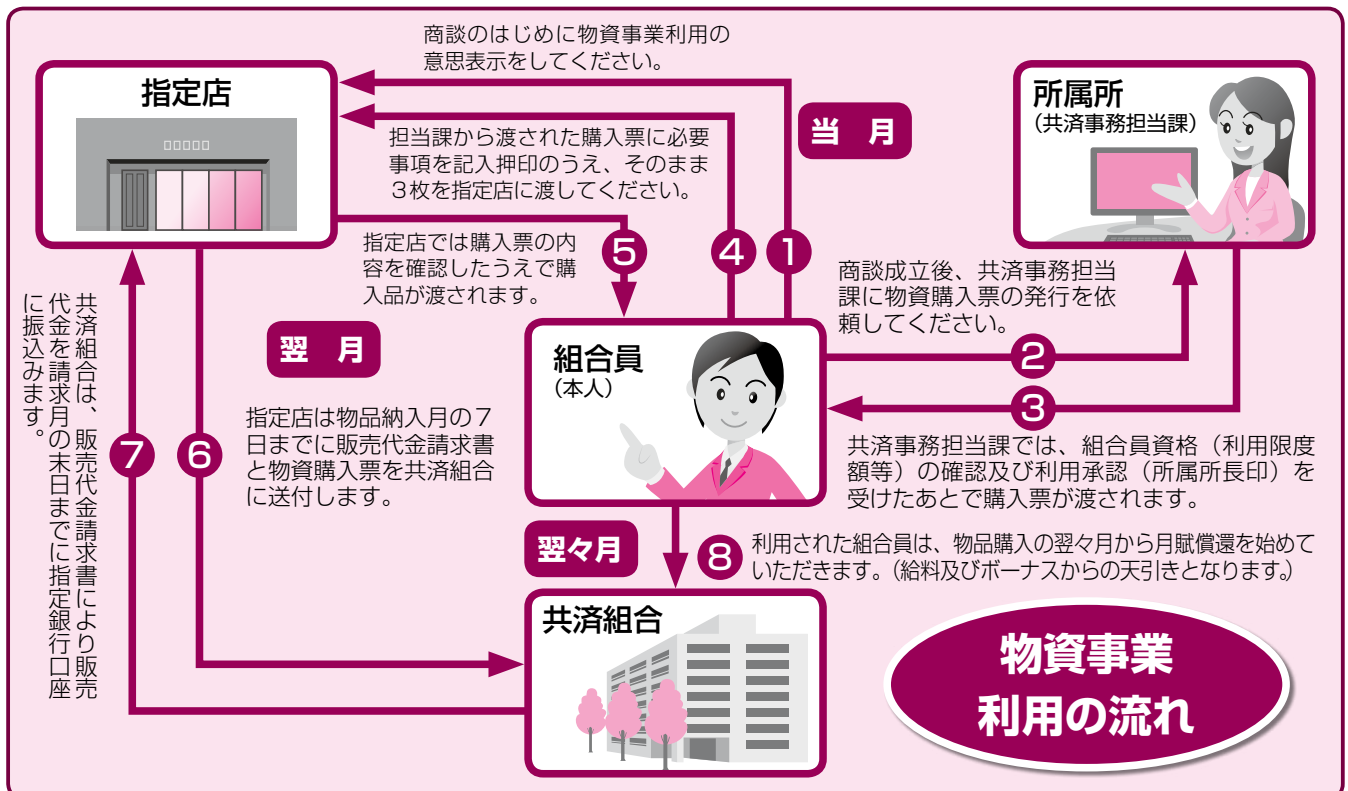
一般物資、自動車物資ともに繰上償還ができます。ただし、一般物資では全額繰上償還のみ可能です。自動車物資は、全額繰上償還のほか返済希望額に合わせた額の一部繰上償還ができます。

6 手数料

- (1) 一般物資の手数料
受託商品手数料（指定店負担）
立替金額（販売代金）の5.0%
- (2) 自動車物資の手数料
ア 立替手数料（組合員負担）
立替金残高に対し、年利2.4%を乗じた額
イ あっ旋手数料(指定店負担)
普通自動車 1台につき7,500円
軽自動車 1台につき2,500円

7 利用上の注意

- (1) 購入票の物資代金立替利用額の訂正は、無効です。再発行を受けてください。
- (2) 購入票の記入・押印漏れがないように、提出前によく確認をお願いします。



貯金事業は、組合員の皆様からお預かりした大切な資金を安全かつ効率的に運用し、その運用益を市中金利よりも有利な利率で還元することで、組合員の皆様の資産形成・生活設計にお役立ていただくことを目的とした事業です。

1 貯金の種類と積立方法

- (1) 貯金の種類は、積立貯金です。
- (2) 積立方法は、以下の3種類です。
- ①定例積立…毎月の給与から天引きして預け入れ
 - ②賞与積立…6月、12月の賞与から天引きして預け入れ
 - ③臨時積立…資金に余裕ができたとき臨時に預け入れ
- ※ いずれも1回の積立金額は、1,000円以上500円単位です。

2 加入と脱退

- (1) 加入資格
- 組合員
 - 任意継続組合員（ただし、退職時に貯金事業に加入していた方のみ継続可能です。なお、払戻しはできませんが、新たな積立ではできません。）
- (2) 新規加入の申込み手続きについて
- 「貯金加入申込書兼受取口座届書」を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。

- (3) 脱退（解約）
- ①口座を閉鎖し全額払戻しをしたとき
 - ②退職及び他共済組合への異動等により組合員の資格を喪失したとき
（任意継続組合員の方はその資格を喪失したとき）

- (4) 脱退（解約）の手続きについて
- 「貯金払戻請求書」を所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。
- ※ 請求事由欄の【解約】及び【口座を閉鎖し全額払戻】または【退職による全額払戻】のどちらかにレ点をつけ、払戻金額欄は空欄のまま提出してください。

3 貯金の利率

利率は、年1.2%です。（平成27年4月1日現在）
なお、金利の変動により利率を改定する場合があります。

4 平成27年度組合員貯金締切日及び払戻日

	第1回		第2回		第3回	
	締切日	払戻日	締切日	払戻日	締切日	払戻日
平成27年4月	4/ 2木	4/10金	4/10金	4/20月	4/21火	4/30木
5月	5/ 1金	5/14木	5/12火	5/20水	5/21木	5/29金
6月	6/ 2火	6/10水	6/11木	6/19金	6/22月	6/30火
7月	7/ 2木	7/10金	7/ 9木	7/17金	7/23水	7/31金
8月	8/ 3月	8/10月	8/12水	8/20水	8/21金	8/31月
9月	9/ 2水	9/10木	9/10木	9/18金	9/17木	9/30水
10月	10/ 1木	10/ 9金	10/ 9金	10/20火	10/22木	10/30金
11月	11/ 2月	11/11水	11/12木	11/20金	11/19木	11/30月
12月	12/ 2水	12/10木	12/10木	12/18金	12/16水	12/25金
平成28年1月	1/ 4月	1/13水	1/12火	1/20水	1/21木	1/29金
2月	2/ 2火	2/10水	2/10水	2/19金	2/19金	2/29月
3月	3/ 2水	3/10木	3/10木	3/18金	3/22火	3/30水

※「貯金払戻請求書」の受付は、各締切日の午前中までに共済組合へ原本が届いたものに限ります。所属所で締切日を設定している場合がありますのでご注意ください。

5 貯金払戻受取口座取扱金融機関

次の金融機関本・支店の普通預金口座を指定してください。

- 七十七銀行 ●仙台銀行 ●東北労働金庫
- 農業協同組合

6 諸変更の手続き

- (1) 積立額の変更（中断・復活を含む）
- 「貯金変更届書」を変更希望月の前月20日までに所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。
- (2) 受取口座等の変更
- 「貯金加入申込書兼受取口座変更届書」の届出事由に【口座変更】、【氏名変更】、【口座変更及び氏名変更】または【届出印変更】と記入のうえ所属所の共済事務担当課を通じて提出してください。（随時受付）
- ※ 払戻しと同時に受取口座を変更する方は、「貯金払戻請求書」とあわせて提出してください。

7 利息の計算と組入れ

利息は、年複利で日割計算し、毎年1回、3月31日に元金に組み入れます。

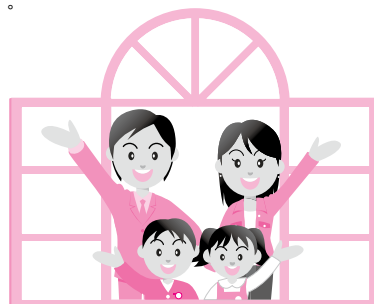
また、年2回、「組合員貯金残高通知書」（9月末残高、3月末残高）を所属所の共済事務担当課経由で送付いたしますので、入払情報や受取口座、残高をご確認ください。

8 税の取扱いとマル優制度について

共済貯金の利息は、利子所得のため、源泉分離課税の対象になります。原則として支払利息（利子所得）額に一律20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、住民税5%）の税率を乗じた金額が源泉徴収税額となり、利息支払い時に控除し納税します。

ただし、少額貯蓄非課税制度（マル優制度）に該当する有資格者（身体障害者手帳の交付を受けている方や遺族年金の受給者等）については、「非課税貯蓄申告書」等、必要書類を共済組合経由で税務署長へ提出した場合に限り、非課税貯蓄の適用を受けることができ、貯蓄額350万円までの利息が非課税となります。（他の金融機関に申告をしている場合は、合算額で貯蓄額350万円までとなります。）

※ 有資格者等、詳細につきましては共済組合ホームページでご確認いただけます。



特定期間宿泊施設利用助成のお知らせ



夏休みは

「わくわくサマープラン」でリフレッシュ!

今年の夏休み期間7月18日(土)から8月24日(月)の間、千葉縣市町村職員共済組合宿泊施設「オークラ千葉ホテル」を1泊1部屋5,000円で宿泊できるプランがはじまります!

「オークラ千葉ホテル」は、人気スポット「東京ディズニーリゾート」まで車で1時間、人気のショッピングスポットが集まる幕張へは電車で10分、とても便利なホテルです。特に小さいお子さん連れのパパ・ママにとってはぐずった時やお昼寝タイムでは車が必需品。そんな家族旅行にはオススメです。(ホテル駐車場も無料です)

今回ご用意したお部屋は、最大3名様ご利用可能な「スーペリアツイン」2室となります(3名様ご利用の場合は補助ベッドをご用意します)。未就学児の添い寝もOKです。ご予約は先着順となりますのでお早目のご予約をおすすめします。また、ホテル宿泊では嬉しい温浴施設「スパ・スカイビュー」も利用可能。からだをいっぱい伸ばして疲れをおとりください。

さらに、ご希望の方は別料金で、朝食が通常1,782円のところ1,300円でご利用いただけるとともに、朝食以外の館内でのご飲食が通常料金から20%割引と大変お得。

ぜひ、今年の夏休みは「わくわくサマープラン」でご家族やご友人と楽しいひとときを過ごしてみませんか?

予約開始は4月17日(金)から

予約方法は以下のとおりです。

- ①予約の際には、ご自分の組合員証(保険証)をご準備ください。
- ②直接「オークラ千葉ホテル」**043-248-1111**へお電話で「わくわくサマープラン」での申込とお伝えください。
- ③その際、組合員証表面の保険者番号と記号・番号をお伝えのうえ、お申込ください。

※このプランは「宿泊施設利用助成券」と併用できません。

この事業は、組合員及びその家族の心身の健康保持・増進対策を目的としております。利用できる方は、組合員とその家族及びその同行者となります。



電車で

- JR京葉線 千葉みなと駅下車 徒歩5分
- 東京駅からJR京葉線で約50分
- 舞浜駅からJR京葉線で約30分

高速出入口より

- 東関東自動車道 湾岸習志野ICより約15分
- 京葉道路 穴川ICより約20分



心地よく流れる時間を、すべてのお客様のために・・・優雅で充実したひとときを、心ゆくまでご堪能ください。



ゲストルーム



レストラン「セブンスーズ」

ウィークエンド&ホリデー ランチバイキング

土・日・祝日限定（年末年始・GWを除く）

和洋中の豊富なメニューが自慢のバイキングです。人気のチョコレートファウンテンもお楽しみください。

チョコレートファウンテンは、都合により実施できない場合もあります。詳しくは、お問い合わせください。

ご予約・お問い合わせ

Tel.043-248-1128（レストランセブンスーズ）

ランチタイム 11:30～14:30 ディナータイム 17:00～22:00 20:30（コースL.O）
21:00（アラカルトL.O）



ご宿泊・ご婚礼・ご宴会 承り中



オークラ千葉ホテル

Okura Frontier Selection

（ホテルオークラ運営）

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-3

TEL:043-248-1111(代)

交通のご案内

お車にて

◇東関東自動車道「湾岸碧志野I.C.」より15分、国道357号 千葉市役所前交差点より1分

電車・モノレールにて

◇JR京葉線-千葉駅モノレール「千葉みなと駅」より徒歩5分



<http://www.okura-chiba.com>

「第35回らくらく禁煙コンテスト」参加者募集!!

禁煙補助助成事業は、タバコと縁を切りたいと願う喫煙者の方におすすめする事業です。「最近、調子が悪い」「イライラする」と感じている喫煙者の皆さま、その悩み、このコンテストで解消するかもしれませんよ。



喫煙は、3大死因（がん、心臓病、脳卒中）と密接に関連しており、禁煙は、病気のリスク軽減に繋がります。

1 内容

公益財団法人日本対がん協会が主催(事務局：株式会社法研)する『第35回らくらく禁煙コンテスト(平成27年7月18日から開始)』へ参加いただき、タバコのない生活を目指していただきます。(募集は年2回、次回は10月に行います)

2 利用者負担額

組員 1人当たり1,000円(参加費用の差額を本組合が負担します。)

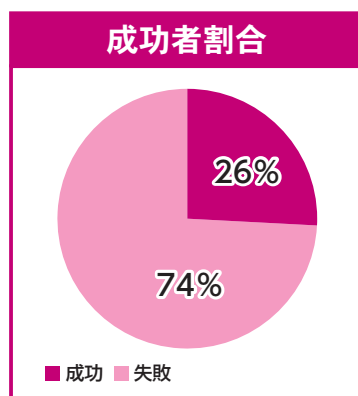
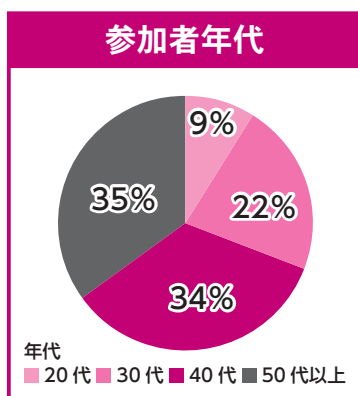
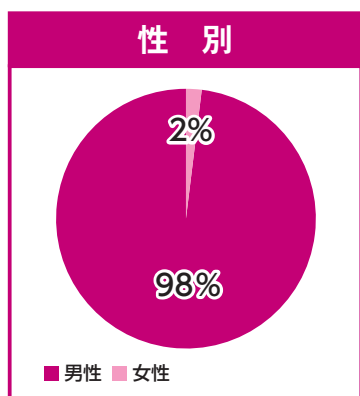
3 応募方法

下段の参加申込書をコピーし、必要事項をご記入のうえ、平成27年5月29日(金)までに共済組合まで、直接もしくは共済事務担当課を通してご提出ください(FAX可)。参加費納付書を送付します。同コンテスト開催期間が近づきましたら、ご指定の住所へ教材等を株式会社法研から送付いたします。

4 参加実績

平成23年度から開始しました禁煙補助助成事業ですが、現在までに8回の禁煙コンテストに参加していただきました。傾向としましては、下記の円グラフの通り、参加者の98%が男性、年代では約70%が40代以上となっており、年齢の高い男性の方の禁煙意識が高い結果となっています。喫煙は、年齢性別に関係なく、止めるに越したことはありません。女性の皆さま、または若年層の皆さまの参加をお待ちしております。

なお、コンテストでは、ほぼ毎回成功者が出ています。必ず禁煙のきっかけになります。多くの喫煙者の方の参加をお待ちしております。



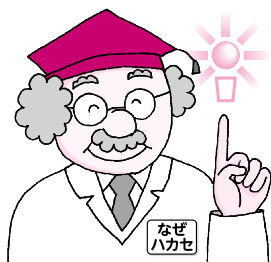
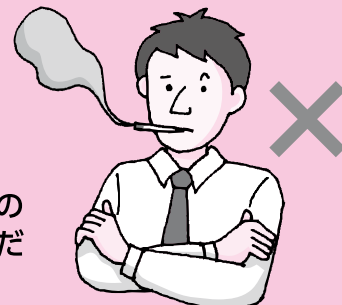
らくらく禁煙コンテスト参加申込書 (締切日：平成27年5月29日必着)

所属所名		組員証記号番号	
組員氏名			
住所	〒	TEL	

※教材等の送付先を選択してください。(共済事務担当課 ・ ご自宅)

「禁煙がおすすめ」なのは、なぜ？

「職場でも禁煙」「飲食店でも禁煙」「路上でも禁煙」で、愛煙家の肩身は狭くなるばかり。健康への害を納得した上で吸ってるんだから、自己責任でいいじゃない？



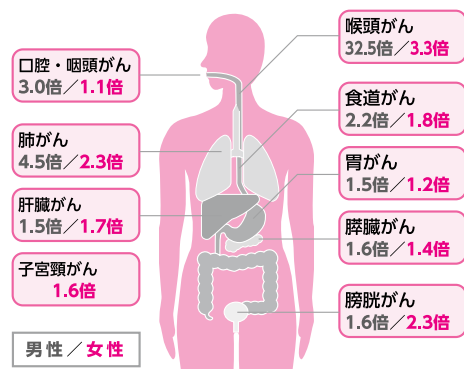
なぜハカセ

吸っている本人ばかりか周囲にまで害を及ぼします

胎児にまで悪影響、たばこがないとストレスがたまる…。禁煙すれば、これらすべてから解放されます。

まずはたばこの害を知りましょう

■ 喫煙者のがんによる死亡の危険度



※非喫煙者と比べた場合の危険度
資料：1966～82年「計画調査」平山雄ほか

■ たばこは生活習慣病のもと

たばこは多くの病気の危険因子となることがわかっています。上図に示したがんによる死亡のほか、心臓病や脳卒中など命にかかわる病気を始め、糖尿病やぜんそく、胃腸病、歯周病などの危険因子にもなります。

■ 周囲の人への影響

たばこの煙は、喫煙者本人が吸う主流煙よりも、周囲の人が吸ってしまう副流煙のほうが、フィルターを通さないことなどから何倍も有害です。喫煙による健康被害は喫煙者本人にとどまらず、非喫煙者である家族や職場の仲間などにまで及ぶ問題です。どうしても禁煙できない人も、「分煙」はマナーと心得ましょう。

■ 妊婦への影響

女性では、妊娠中の喫煙が特に危険です。喫煙によって子宮や胎盤の血管が収縮したり、たばこの煙に含まれる一酸化炭素によって胎児が酸欠状態に陥ることがあります。そのため、流産や早産、低出生体重児の出産といった危険性が高まります。

さらに!

たばこを吸わなければ…

- ニコチン切れによるイライラ感から脱却できる
- 体力が戻る
- 体からたばこのにおいが消える
- 肌がきれいになる
- 料理の味をおいしく感じる
- たばこ代がかからない

などのメリットがたくさん!

イザ実践! 禁煙のコツ



STEP 1

禁煙実行日の選び方

- 「禁煙しよう」と思い立ったその日。
- 体調を崩しているとき。
- 自分や家族の誕生日。
- 週末などの休日。

STEP 2

禁煙継続のポイント

- 灰皿やライターなどは捨ててしまう。
- 喫煙者に近づかない。
- 無糖のガムやあめなど、たばこに代わる嗜好品を見つける。
- 禁煙仲間をつくって一緒にがんばる。

ひとくち

「禁煙補助薬」

ニコチン依存度が高い人の場合、禁煙中の離脱症状(禁断症状)が強いため、禁煙補助薬を使うと症状を緩和するのに有効です。ニコチンガム・ニコチンパッチは市販薬として薬局で、経口禁煙補助薬(飲み薬)は医師の処方によって手に入れることができます。また、ニコチン依存の人への禁煙指導には、一定条件を満たせば保険が適用されます。ニコチン依存度の高い人は活用してみるのも一つの手です。

年1回はメタボ健診!

～特定健診はあなたの体のメンテナンス～

この健診は、近年増え続けている糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症といった生活習慣病の発症や重症化を防ぐとともに、早期に発見し、生活習慣を改善し、健康を維持することを目的としています。

例えば、血糖値が高い方は糖尿病に注意が必要です!はじめは全く自覚症状がありませんが、進行してくると、全身の倦怠感、体重減少、口渇などの症状が、そして、さらに進行すると合併症による症状も現れてきます。特に手足のしびれ、ケガやヤケドの痛みに気付かないなどの「糖尿病神経障害(合併症の中で最も早く出てきます)」、視力が弱まり、失明の恐れもある「糖尿病網膜症」、尿が作れなくなる「糖尿病腎症」は3大合併症と呼ばれています。中でも「糖尿病腎症」は現在、人工透析原因の第1位となっています。人工透析は機械で血液の不要な成分をろ過し、機械で尿を作るもので、週に2～3回病院で受けるようになり、日常生活に大きな影響がでることになります。毎年健診を受けていれば、血糖値の異常をすぐ察知することができます。異常が見つかったら、保健指導を受けて、今までの生活を見直し、食事に気を付けたり、運動を取り入れたりすることによって、病気を未然に防ぐことができます。

このように、私たちの「からだ」には点検が必要です。この点検が「健診」です。毎年、「健診」で点検を行い、「からだ」の調子をチェックしましょう。

特定健診の受診方法

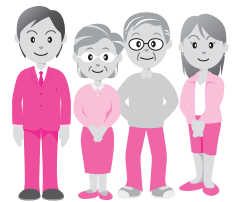
働いている人(組合員)

「労働安全衛生法」に基づく職場の健診や人間ドックには「特定健診」の検診項目が含まれています。職場の健診を受ければ、特定健診を受けたことになります。

ご家族(被扶養者)

共済組合が対象者の被扶養者に受診券を発券しますので、共済組合が契約した健診機関やお住まいの市町村が行う特定健診会場を受診してください。

会場を受診券と保険証(組合員被扶養者証)を提示し、自己負担1,000円をお支払ください。



受診券は
5月初旬
に発送します

がん検診は各市町村が実施する事業ですが、特定健診とがん検診を同時に受診することもできます。詳しくはお住まいの市町村の広報・窓口でご確認ください。

健診の日時・会場は市町村からの通知・広報をご覧ください。

共済組合が契約した健診機関は共済組合ホームページ(5月初旬掲載予定)をご覧ください。共済組合福祉課、各所属所の共済事務担当課へお問合せください。

健診項目

- 必須項目 質問項目(服薬歴、喫煙歴等)、身体計測(身長、体重、BMI、腹圍)、理学的検査(身体診察)、血圧測定、血液検査(脂質検査<中性脂肪、HDL、LDLコレステロール>、血糖検査<空腹時血糖又はHbA1c>、肝機能検査<GOT、GTP、γ-GTP>、検尿(尿糖、尿蛋白)
- 詳細健診項目(医師の判断により実施) 心電図検査、眼底検査、貧血検査(赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値)

健診結果と特定保健指導

健診結果は健診機関から皆さんへ直接送付されます。また、共済組合へも健診結果が提供され、それを基に生活習慣病発症のリスクの程度に応じ「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」に分けられます。



以下の項目の健診結果から自動判定

腹圍	男性85cm以上 女性90cm以上
BMI	体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)が25以上
血圧	収縮期血圧 130mmHg以上 拡張期血圧 85mmHg
血糖	空腹時血糖 100mg/dl以上 HbA1c 5.2%以上
脂質	中性脂肪 150 mg/dl以上 HDLコレステロール40 mg/dl未満
喫煙	喫煙歴の有無

— 3つの保健指導レベル —

積極的支援

リスク高

動機付け支援

リスク中

情報提供

リスク低

「積極的支援」「動機付け支援」に該当した方へ共済組合から特定保健指導利用券を送付します。自己負担額はありませので、必ず利用するようお願いいたします。

お詫び

共済のあゆみ224号(平成27年1月)の特定健診関連記事の表において、「涌谷町」の表記に誤りがありました。関係のみなさまにご迷惑をおかけしましたこと、謹んでお詫び申し上げます。

人事異動のお知らせ

平成 27 年 4 月 1 日

氏 名	異 動 後	異 動 前
武 内 茂	年金課参事 年金課長補佐事務取扱	福祉課長補佐兼福祉係長
千 葉 智 幸	総務課付け係長	保険課資格調定係長
引 地 伸 也	保険課給付係長兼資格調定係長	保険課給付係長
竹谷 弥輝人	福祉課主事（新規採用）	——

地共済年金情報 Web サイトは、一旦終了しました。

平成 22 年 4 月から開設した「地共済年金情報 Web サイト」は、お申し込み後に、ご自身の年金見込み額等の年金情報をパソコンで閲覧することができるサービスとしてご利用いただいてまいりましたが、平成 27 年 3 月 31 日をもちまして一旦終了させていただきました。これに伴い、ご利用いただいていたユーザ ID・パスワードについても失効しました。

なお、平成 27 年 10 月から施行する被用者年金制度の一元化に対応した「新たな地共済年金情報 Web サイト」を開設する予定であります。詳細は決まり次第お知らせいたします。

有限会社 みやぎ共済が取り扱っております保険のうち、今号では、「傷害総合保険」をご紹介します。

傷 害 総 合 保 険

さまざまな事故から、組合員とその家族を守ります！

- 交通事故、工作中、家庭内、旅行中、スポーツ中など国内外でのほとんどのケガに対して補償される保険です。
- 天災危険補償特約付コースなら、地震、噴火またはこれらによる津波によるケガも補償されます。
- 入院はもちろん、通院も 1 日目から保険金の支払対象になります。
- 自転車による事故、飼い犬が他人にケガさせた場合など、第三者への賠償事故も補償されます。
- 個人コースには、身の回り品の損害を対象にした携行品損害がセットされます。
- 外来の手術についても手術保険金の支払対象になります。
- 団体契約による割引が受けられ、保険料が 20%も割安で加入できます。

加入コースは、「個人コース」、「夫婦ペアコース」、「家族ぐるみコース」の 3 コースがあります。
ご自分に合ったコースをお選びください。

○保険期間 傷害総合保険：平成 27 年 7 月 1 日午後 4 時から 1 年間

・ 加入対象者：宮城県市町村職員共済組合の組合員

・ 被保険者：組合員またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹及び同居の親族）

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降は割引率が変わることがあります。

■上記は概要を説明したものです。詳しい内容については取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

お問い合わせは下記代理店まで

宮城県市町村職員共済組合保険事務取扱店

有限会社 みやぎ共済 〒 980-0011 仙台市青葉区上杉 1 丁目 10 番 25 号

☎ 022-223-0740 fax022-215-0785

（受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで。土日・祝日・年末年始はお休みさせていただきます。）

（引受保険会社名：損害保険ジャパン日本興亜株式会社）

「損害保険ジャパン日本興亜株式会社」は損保ジャパンと日本興亜損保が平成 26 年 9 月 1 日に合併し誕生した会社です。

承認番号 S JNK 14 - 18244 作成日 2015 年 3 月 9 日

各宿泊施設の営業休止情報

次の契約宿泊施設が設備改修工事に伴い休館いたしますので、お知らせいたします。

◎全国他組合宿泊施設

施設名	県名	休館期間
ザ・クレストホテル立川 (改修後の名称「ホテル日航立川」)	東京都	平成27年4月1日から半年程度
シーサイドいずたか	静岡県	平成27年4月1日から夏季繁忙期前まで(予定)
サンペルラ志摩	三重県	平成27年4月1日から4月30日まで
紫雲荘	岐阜県	平成27年5月7日から8月31日まで
アルペンローゼ	埼玉県	平成27年6月6日から7月14日まで

県外契約施設の相互利用協定情報

指定都市職員共済組合が全国市町村職員共済組合連合会に加入したことに伴い、次の施設が利用可能となりました。

◎全国他組合宿泊施設

施設名	県名	住所
溪流荘	札幌市	北海道札幌市南区定山溪温泉西2丁目

『平日宿泊利用券』ってなんだろう？ そんなにお得なの？ 「パレス松洲利用券」と併用でき、更にお得に ご利用いただけます！

毎年ご好評いただいております『パレス松洲平日宿泊利用券』が今年度も、ご利用いただけることになりました！！

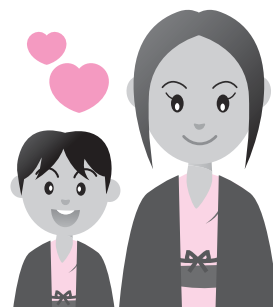
期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの日曜日から金曜日です。(休祝祭日の前日、7月20日から8月23日まで及び12月31日から1月2日までの期間を除きます。)



ご予約されましたら、下の利用券をコピー

して、チェックインの際に通常の「パレス松洲利用券」と一緒にフロントにお渡しください。ご利用の組合員及びご家族の方、お一人につきパレス松洲利用券とあわせて5,000円を助成します。

ぜひ、『癒し空間』パレス松洲で、穏やかなひとときをご堪能ください。多くの皆様のご利用を心よりお待ちしております。



パレス松洲 平日宿泊利用券

1,000円

(※別居の3親等内家族の方は500円)

ご利用期間

平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで
の日曜日から金曜日

(休祝祭日の前日、
7月20日から8月23日及び12月31日から1月2日の期間を除きます。)

組合員	名
扶養・同居家族	名
3親等内家族(別居)	名

※この券は、本組合の組合員及びそのご家族の方が、期間内の平日に1泊2食付で宿泊されたときに、ご利用になれます。

※チェックインの際には、必ず「パレス松洲利用券」と一緒に提出してください。

★みちのく風土記★開催中

南東北3県の共済施設（宮城：パレス松洲、山形：むつみ荘・うしお荘、福島：ホテル福島グリーンパレス）にご宿泊されたお客様に、粗品をプレゼントするスタンプラリーを開催しています。利用方法は下記のとおりとなっていますので、この機会に是非ご利用ください。

対象者：組合員及び年金受給者

対象施設：山形県…むつみ荘（南陽市赤湯 TEL 0238-43-3035）

うしお荘（鶴岡市湯の浜 TEL 0235-75-2715）

福島県…ホテル福島グリーンパレス（JR福島駅前 TEL 024-533-1171）

宮城県…パレス松洲（宮城郡松島町 TEL 022-354-2106）

利用方法：

①上記施設に宿泊の際、フロントにてスタンプカードをお渡しします。1施設につき1つのスタンプを押印します。

②異なる施設にご宿泊いただき、スタンプが2個目となった施設で、チェックアウト時にお好きな粗品をプレゼントします。

例：1回目【パレス松洲】、2回目【むつみ荘】の場合はむつみ荘にて商品を差し上げます。

商品について：むつみ荘・うしお荘・パレス松洲→お好きな売店商品(1,000円相当)を進呈
ホテル福島グリーンパレス→クオカードまたは図書カードを進呈

※スタンプカードは各施設で発行いたします。有効期間は初回宿泊日より1年間です。

パレス松洲 宿泊モニター参加の御礼

平成27年2月及び3月に募集いたしました宿泊モニターにおきまして、たくさんのお客様にご参加いただきまして、誠にありがとうございました。

頂戴しましたアンケートでは、ありがたいお褒めのお言葉から、細部までの的確なご指摘をお寄せいただきました。

皆様のご意見をもとに、より良いサービスを提供し、お迎えできるよう努めて参りますので、今後とも引き続きご愛顧のほどよろしくお願いいたします。

パレス松洲27周年企画 宿泊者ご紹介カード

注意事項 ◆電話予約の際に、必ず「27周年企画を利用」と予約係にお伝えください。

◆27周年企画はすべて平日月～木曜日（休前日を除く）の宿泊者のみを対象とします。ご注意ください。

◆下記「宿泊者ご紹介カード」のコピーにご記入のうえ宿泊者様にお渡しいただき、宿泊の当日フロントに必ずご提出ください。

宿泊者ご紹介カード（QUOカード抽選券）

組合員証 記号番号	—	組合員氏名 (紹介者)	
組合員住所 (プレゼント送付先)	〒 —	☎ () —	
ご宿泊者氏名		ご宿泊日	平成 年 月 日 ~ 月 日

●ご記入いただいた個人情報は第三者に提供いたしません。有効期間 平成27年7月16日（休祝前日除く）

春うらら

冬が終わり新しい出会いを歓ぶ季節
すべてのお部屋から望める松島の絶景と
食べて美味しい旬のお料理でおむかえします

平成27年7月16日(木)まで27周年企画開催中!

QUOカードプレゼント キャンペーン

パレス松洲に上記期間でご宿泊いただける方をご紹介
いただいた組合員様の中から毎月抽選で10名様に**QUO
カード**をプレゼントいたします。

紹介いただくご宿泊者様は組合員様本人を含め、ご家
族・ご友人様等を問いません。

ご応募方法につきましては裏面(31頁)のご紹介カード
をご宿泊者様にお渡しください。

お得な9,800円プランも開催中ですので、ぜひこの機
会にパレス松洲をご利用ください。

スタンダード和室 9,800円プラン

1日3名様限定で通常11,800円~ご案内のスタン
ダード和室を、おひとりさま **1泊2食付9,800円**で
ご案内いたします。

2名様から割増料金無しでご案内いたします。
※左記紹介キャンペーンでの紹介宿泊者の方に限ります。

一般大人基本料金

~~11,800円~~

一般特別料金

9,800円

組合員料金(利用券使用后)

4,800円

日帰りプランに新メニュー登場!



3,000円 松花堂弁当コース

- ◎入浴+食事+休憩
- ◎【ご利用時間】 11:00~14:30
- ◎ 一般料金: **3,000円** 組合員料金: **2,500円** (利用券使用后)
- ◎ 4名様から個室にご案内
- ◎ フェイスタオルサービス

他コースもございます。詳しくはお問合せください。

※ 上記金額は、税・サービス料込で、利用助成金を控除した料金です。
※ 三親等家族の場合は組合員の半額助成となります。

会議利用・送迎バス・宴会プランなども承っております。詳しくはお問合せください。

宮城県市町村職員共済組合保養所 **パレス松洲**

〒981-0215 宮城県松島町高城字浜38 TEL:022-354-2106
E-mail:info@palace-matsushima.jp HP:www.palace-matsushima.jp

共済のあゆみ

●発行所 宮城県市町村職員共済組合・〒980-8422仙台市青葉区上杉一丁目2-3(自治会館内)
●編集発行人 二階堂 雅裕・電話022(723)2525

この印刷物はグリーン基準に適合した印刷資材を使用し、インキは環境にやさしい植物油インキを使用しています。

